

# 令和2年度第2回横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議

(書面開催)

令和3年3月12日(金)

## 次第

### 議題

- |   |                                 |      |
|---|---------------------------------|------|
| 1 | 令和2年度の重点取組の進捗状況について             | 資料 1 |
| 2 | 令和3年度における重点取組について               | 資料 2 |
| 3 | 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の検討状況について | 資料 3 |

別紙 市民アンケート調査結果速報

参考資料 本市の子どもの貧困等に関する状況

※次回(令和3年度第1回計画推進会議) 令和3年5月下旬開催予定

## 令和2年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿

### 【有識者・支援団体等】

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アオト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代 表
2	オキノ マサミ 沖野 真砂美	横浜市主任児童委員協議会 南区代表
3	イケダ セイジ 池田 誠 司	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
4	ハマダ シズエ 濱田 静 江	社会福祉法人たすけあいゆい理事長 (児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木・さくらの木センター長)
5	ヒグチ マミ 樋口 真 実	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜北 管理事業課長
6	マツハシ ヒデユキ 松橋 秀 之	特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
7	ユザワ ナオミ 湯澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教 授
8	ワタナベ カツミ 渡辺 克 美	よこはま南部ユースプラザ 施設長

### 【行政職員】

(機構順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	セト ショウコ 瀬戸 晶 子	中区福祉保健センターこども家庭支援課長
2	シマダ フミコ 島田 二三子	横浜市天王町保育園 園長
3	ゴウハラ ヒロフミ 郷原 寛 史	保土ヶ谷区福祉保健センター生活支援課長
4	カワジリ モトキ 川尻 基 晴	こども青少年局西部児童相談所長
5	オグラ カツヒコ 小倉 克 彦	横浜市中沢小学校 校長

令和2年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿

	所 属 ・ 補 職	氏 名
局長	こども青少年局長	齋 藤 聖
部長	こども青少年局副局長(総務部長)	本 田 和 彦
課長	こども青少年局企画調整課長	谷 口 千 尋
	こども青少年局青少年育成課長	金 子 利 恵
	こども青少年局青少年相談センター所長	高 田 裕 子
	こども青少年局放課後児童育成課長	松 原 実 千 代
	こども青少年局こども家庭課長	奥 津 正 仁
	こども青少年局こども家庭課児童施設担当課長	安 藤 敦 久
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	畑 岡 真 紀
	こども青少年局障害児福祉保健課長	内 田 太 郎
	こども青少年局子育て支援課長	田 口 香 苗
	こども青少年局保育・教育運営課長	小 田 繁 治
	こども青少年局保育・教育人材課長	甘 粕 亜 矢
	政策局政策課担当課長	佐 藤 潤
	健康福祉局企画課長	栗 屋 し ら べ
	健康福祉局生活支援課長	岩 井 一 芳
	健康福祉局福祉保健課長	新 井 隆 哲
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	石 田 恵 実 子
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	須 山 次 郎
教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	宮 生 和 郎	
係長	こども青少年局企画調整課企画調整課担当係長	田 邊 保
	健康福祉局企画課企画係長	石 井 正 則
	健康福祉局福祉保健課担当係長	松 島 雄 一
	健康福祉局生活支援課自立支援担当係長	吉 澤 利 昭
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	大 濱 隼

# 令和2年度の重点取組の進捗状況（令和3年1月末時点）

資料 1

## 1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和3年1月末の状況
寄り添い型生活支援事業 《青少年育成課》	○養育環境に課題がある家庭に育つ子どもの生活習慣（食事、歯磨き、掃除など）の習得及び学習支援を実施。 【実施か所数】 3か所増（2年度：17か所）	13区14か所にて実施中 （令和3年3月までに3か所で新規開所予定）
寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局》	○貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施 ○高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を全区で実施します。 【中学生の受入数】 145人増（2年度：1,200人）	・「高校生世代支援」を18区で実施中 【登録者数】 1,190人 ※令和2年12月末時点
放課後学び場事業 《教育委員会事務局 学校支援・地域連携課》	○家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施。 【実施校数】 小学校36校（15校増） 中学校80校（4校増）	【申請校数】 小学校：39校 中学校：63校
就学援助等対象者へのハマ弁の提供 《教育委員会事務局 健康教育課》	○就学援助等対象者へのハマ弁による支援について、必要とするより多くの生徒に支援が行き届くよう、年間を通じて実施。	【認定数】：5,878名 【認定率】：44.8%

## 2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業名	取組及び新規・拡充内容	令和3年1月末の状況
地域における子どもの居場所づくり推進事業 《企画調整課》	○「子ども食堂」等の地域の取組が推進されるよう、機運の醸成や立ち上げ・継続支援等を実施。 ・子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援 ・月2回以上の取組の立ち上げ等に対する補助金交付 ・フォーラムの開催やHPでの情報提供・発信等	・感染症の影響により、事業の実施を見送っている状況。
ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施（地域ユースプラザ事業） 《青少年相談センター》	○支援につながないひきこもり等の若者を支援につなげるため、地域ユースプラザが各区に向いて、セミナー・相談会を実施します。（18区：各区1回）	・実施回数：18回（各区1回） ・参加人数：215人 ・相談件数：38件
困難を抱える高校生支援事業（市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援） 《教育委員会事務局 高校教育課》	○様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施。 ・横浜総合高校において、無料で飲み物等を用意し、リラックスした友人との交流の場を提供するとともに、大学生や社会人との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談の実施等 ・他県での農業体験、漁業体験など、就業体験プログラムの実施	○ようこそカフェ ・実施回数：16回（7月～） ・参加人数：延べ 3,147人 ・情報共有件数：延べ58件 ○就業体験 「農業就業体験 in 矢祭」 ・日時：9月19日～20日 ・場所：福島県東白川市 ・参加人数：14人

### 3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和3年1月末の状況
児童扶養手当 《こども家庭課》	○ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るために奇数月に手当を支給（年6回）。	令和元年11月支給分から年6回の支給を実施中。
ひとり親家庭自立支援事業 《こども家庭課》	○ひとり親家庭に対する就業や子育て・生活の支援など、総合的な自立支援を実施。 ・ひとり親家庭思春期・接続期支援事業の実施<新規> 親子ともに大きな生活の変化を迎える中学生への接続期において、ひとり親家庭を対象とした子どもへの学習支援と親への相談支援を実施 ・日常生活支援事業<拡充> 家庭生活支援員（ヘルパー）について、定期利用の対象範囲を未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大等	○ひとり親家庭思春期・接続期支援事業を令和3年1月から実施中。 ○日常生活支援事業の家庭生活支援員の定期利用の対象範囲を左記のとおり拡大。

### 4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和3年1月末の状況
施設等退所後児童に対するアフターケア事業 《こども家庭課》	○支援拠点（よこはま PortFor）の運営や、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施。 ○資格等取得や大学等初年度納入金等を支給し、進学・就職後のフォローアップを行う。	年度中に18歳到達等により施設等を退所する児童について、支援コーディネーターが施設や里親家庭を訪問し、継続支援計画の作成及び進路や退所後の支援体制を確認するとともに、支援拠点の利用登録を勧奨。 ※令和2年度中に18歳到達または措置延長中の施設等入所児童（約90人） 【資格等取得支援事業申請数】5件 【大学等初年度納入金申請数】13件

# 子どもの 貧困対策

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

令和3年度は、子どもの生活・学習支援の実施か所数等の拡充、ひとり親世帯に対する養育費確保支援モデル事業や一時預かり事業等の利用料減免制度の創設、子ども食堂等の地域の取組支援の充実などを図ります。

また、令和3年度中に次期計画（令和3～7年度）を策定し、子どもの貧困対策に関する施策を引き続き推進していきます。

## 横浜市の子どもの貧困対策の基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

## 令和3年度の重点取組

### 1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	寄り添い型生活支援事業 ＜拡充＞ 【2億 3,053 万円】	養育環境に課題がある家庭に育つ子どもの生活習慣（食事、歯磨き、掃除など）の習得及び学習支援を実施します。 ○実施か所数 3か所増（3年度：20か所）
(2)	寄り添い型学習支援事業 ＜拡充＞ 《健康福祉局》 【2億 7,014 万円】	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を全区で実施します。 ※コロナ禍における会場の定員制限へ対応するため、実施か所数を増加します。○実施か所数 6か所増（3年度：44か所）
(3)	放課後学び場事業＜拡充＞ 《教育委員会事務局》 【1,716 万円】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 ○実施校数 11校増（小学校）、5校増（中学校）（3年度：47校（小学校）、85校（中学校））、1校あたり上限13万円
(4)	就学援助等対象者への中学校給食による昼食支援 《教育委員会事務局》 【2億 757 万円】	就学援助等対象者への中学校給食による支援について、必要とする生徒に支援が行き届くよう、年間を通じて実施します。
(5)	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ事業の保護者負担減免制度＜拡充＞ 【8,540 万円】	放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブの利用者負担を軽減するため、保護者負担減免制度の対象を生活保護世帯及び市民税所得割非課税世帯から、就学援助世帯まで拡充します。

## 2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充> 【1,100万円】	コロナ禍においても、「子ども食堂」等の地域の取組が推進されるよう、引き続き支援に取り組みます。 ○子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援 ○ <u>新しい生活様式に対応した取組に対する補助金の交付&lt;拡充&gt;</u> ○ <u>フードバンク等を活用した地域の取組の支援&lt;新規&gt;</u> 等
(2)	ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施 (地域ユースプラザ事業) 【126万円】	支援につながっていないひきこもり等の若者を支援につなげるため、地域ユースプラザが各区に出向いて、セミナー・相談会を実施します。(18区：各区1回)
(3)	困難を抱える高校生支援事業 (市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援) 《教育委員会事務局》 【431万円】	様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。 ○横浜総合高校において、無料で飲み物等を用意し、リラックスした友人との交流の場を提供するとともに、大学生や社会人との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談の実施 等 ○他県での農業体験、漁業体験など、就業体験プログラムの実施

## 3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	児童扶養手当 【93億 3,852万円】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。(年6回)。
(2)	ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 【2億 1,303万円】	ひとり親家庭に対する就業や子育て・生活の支援など、総合的な自立支援を進めます。 ○ <u>ひとり親養育費確保支援モデル事業の実施&lt;新規&gt;</u> 調停申立や公正証書の作成等及び、養育費保証契約にかかる費用を補助する事業を実施します。
(3)	ひとり親世帯に対する減免制度の創設<新規> 【2,833万円】	<u>一時預かり事業や病児・病後児保育事業等を経済的負担なく利用できる環境を整備するため、新たにひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯等)に対する利用料減免制度を創設</u> します。

## 4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業・取組名		主な取組内容等
施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充> 【3,595万円】		支援拠点(よこはま PortFor)の運営や、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施します。また、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。

## 「第 2 期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の検討状況について

## 1 実態把握のための調査

令和 2 年 12 月から令和 3 年 1 月にかけて、本市の子どもの貧困に関する実態を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

※アンケート調査結果速報については、【別紙】市民アンケート調査結果速報を参照

## 【実態把握のための調査概要】

## (市民アンケート)

目的	子どもや家庭の生活実態に関する数値的データの把握																															
対象	①市内在住の 5 歳児の保護者 4,000 人 ② 〃 小学 5 年生の子ども及びその保護者 各 4,000 人 (4,000 世帯) ③ 〃 中学 2 年生の子ども及びその保護者 各 4,000 人 (4,000 世帯) (住民基本台帳から無作為抽出)																															
調査方法	郵送配布・郵送回収																															
調査項目	○経済状況 ○生活環境 ○就労状況 ○教育に関すること ○子どもの学校生活や抱えている悩み など <子ども票：28 問、保護者票：41 問>																															
調査期間	令和 2 年 12 月 17 日～令和 3 年 1 月 8 日																															
回収数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>配布数</th> <th>回収数</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 歳児の保護者</td> <td>4,000</td> <td>2,619</td> <td>65.5%</td> </tr> <tr> <td>小学 5 年生</td> <td>4,000</td> <td>2,221</td> <td>55.5%</td> </tr> <tr> <td>小学 5 年生の保護者</td> <td>4,000</td> <td>2,283</td> <td>57.1%</td> </tr> <tr> <td>中学 2 年生</td> <td>4,000</td> <td>2,038</td> <td>51.0%</td> </tr> <tr> <td>中学 2 年生の保護者</td> <td>4,000</td> <td>2,096</td> <td>52.4%</td> </tr> <tr> <td><b>合計</b></td> <td><b>20,000</b></td> <td><b>11,257</b></td> <td><b>56.3%</b></td> </tr> </tbody> </table>				対象	配布数	回収数	回収率	5 歳児の保護者	4,000	2,619	65.5%	小学 5 年生	4,000	2,221	55.5%	小学 5 年生の保護者	4,000	2,283	57.1%	中学 2 年生	4,000	2,038	51.0%	中学 2 年生の保護者	4,000	2,096	52.4%	<b>合計</b>	<b>20,000</b>	<b>11,257</b>	<b>56.3%</b>
対象	配布数	回収数	回収率																													
5 歳児の保護者	4,000	2,619	65.5%																													
小学 5 年生	4,000	2,221	55.5%																													
小学 5 年生の保護者	4,000	2,283	57.1%																													
中学 2 年生	4,000	2,038	51.0%																													
中学 2 年生の保護者	4,000	2,096	52.4%																													
<b>合計</b>	<b>20,000</b>	<b>11,257</b>	<b>56.3%</b>																													

## (支援者等ヒアリング)

目的	日頃から多くの子どもや家庭への支援に関わっている方へのヒアリングにより、数字には表れにくい子どもや家庭の状況、必要な支援等を把握
対象	区役所（こども家庭支援課・生活支援課）、児童相談所、児童福祉施設、母子家庭等就業・自立支援センター、保育所、小学校、中学校、高等学校、困難を抱える子ども・若者の自立支援事業者、地域における子どもの居場所 など
調査内容	○子どもや家庭の抱える困難・課題 ○関係機関との連携状況・課題 ○支援にあたっての課題 など
調査期間	令和 2 年 12 月 8 日～令和 3 年 1 月 29 日



## 2 計画の骨子案について

第2期計画の5か年における、目指す基本目標、施策展開にあたっての基本的な考え方や計画体系を、現行計画との継続性も踏まえ、次のとおり整理しました。

基本目標	<p>横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。</p>
施策展開にあたっての基本的な考え方	<p>横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、その生まれ育った環境により、養育環境に格差が生まれ、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐため、国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることでできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。</p> <p>【取組の視点】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 貧困の連鎖を断つ</li> <li>2 「切れ目のない支援体制」が「届く」仕組みづくり</li> <li>3 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因を踏まえた支援の充実</li> <li>4 社会全体での子どもの貧困対策の推進</li> </ol>
計画の体系	<p style="text-align: center;"><b>子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進</b></p> <p>○全ての子どもに対する質の高い教育・保育により、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。 【乳幼児期の教育・保育の保障】【社会を生き抜く力を育む教育の推進】等</p> <p style="text-align: center;"><b>主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る</b></p> <p>○困難を抱える子どもや家庭に、地域の様々な関わりの中でいち早く気づき、関係機関との連携により、早期に支援につなげます。 【妊娠期からの切れ目のない支援の充実】【様々な課題に対応する学校の取組】【児童虐待防止対策】等</p> <p style="text-align: center;"><b>主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援</b></p> <p>○養育環境等に課題がある子どもに対する生活支援や進学のための学習支援、経済的な支援や地域の多様な体験活動等により、将来の自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。 【生活や学びの支援】【進学支援・就学継続支援】等</p> <p style="text-align: center;"><b>主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援</b></p> <p>○育児に不安や課題等を抱える家庭に対する生活支援や、生活基盤の弱い世帯に対する経済的支援、就労支援等により、家庭の自立を促進します。 【安心して子育てをするための生活の支援】【経済的支援】【就労や自立に関する支援】等</p> <p style="text-align: center;"><b>主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援</b></p> <p>○配偶者との離別や死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり等、子どもの貧困の背景にある様々な要因を踏まえ、多面的な支援に取り組みます。 【ひとり親家庭に対する支援】【外国につながる児童生徒への支援】【不登校児童生徒への支援】 【社会的養護を必要とする子どもへの支援】【困難を抱える子ども・若者への支援】等</p>

## 3 計画策定スケジュール（予定）

令和3年	4月	アンケート及びヒアリング調査結果報告書とりまとめ
	5月	第2回市会定例会において、素案を報告
	6月	市民意見募集実施
	9月	第3回市会定例会において、原案を報告、計画策定

## 市民アンケート調査結果速報

## 【アンケート調査結果速報】

### 1 家庭の経済状況

#### ＜国の貧困線の水準を下回る子どもの割合＞

国が貧困率を算出する際の基準としている可処分所得額（貧困線）を基に、本市において貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合を算出したところ、5歳児で6.1%、小学5年生で7.8%、中学2年生で6.9%となっています。

#### 【貧困線を下回る世帯で生活する本市の子ども等の割合】

指標	本調査		【参考】
	(2019年所得)		平成27年度横浜市 (2014年所得)
世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合	5歳児	6.1%	7.7%
	小学5年生	7.8%	
	中学2年生	6.9%	
子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	5歳児	38.6%	45.6%
	小学5年生	39.2%	
	中学2年生	28.2%	

※ 現行計画策定にあたり、平成27年度に実施した市民アンケート調査は、0歳から24歳未満の子どもがいる世帯の保護者を対象としており、本調査とは対象が異なるため、単純な比較は出来ません（世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合等は0歳から18歳未満の子どもを対象に算出）。

#### 【国の子どもの貧困率等の割合】

国の指標	令和元年国民生活基礎調査
	(2018年所得)
子どもの貧困率	14.0%
ひとり親世帯の貧困率 (子どもがいる現役世帯のうち、大人がひとりの世帯に含まれる世帯員の中で、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合)	48.3%

※ 国の子どもの貧困率等の算出の基となる国民生活基礎調査は、本調査と可処分所得の算出方法や調査方法等が異なるため、単純な比較はできません。

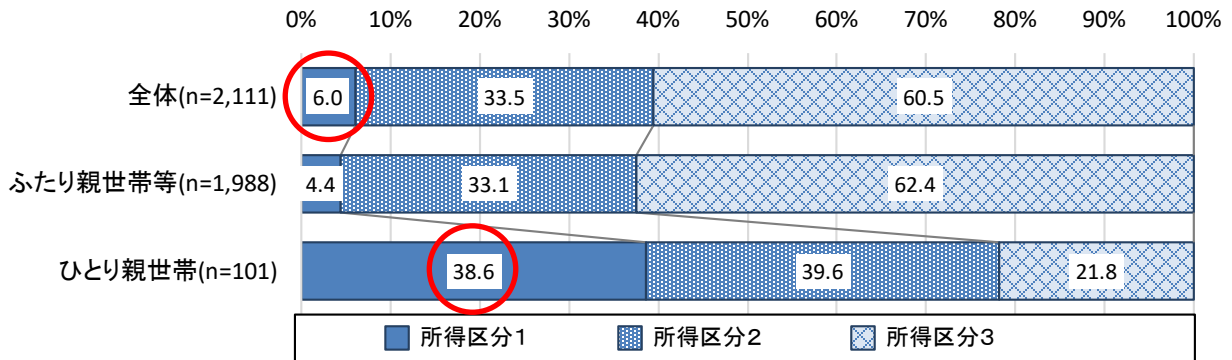
また、本市の調査により算出した貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合等は、横浜市の中での世帯所得の額・分布を基に新たに貧困線を定め、横浜市内における貧困率を算出したものではないという点には留意が必要となります。

## <国の貧困線の水準を下回る世帯の割合>

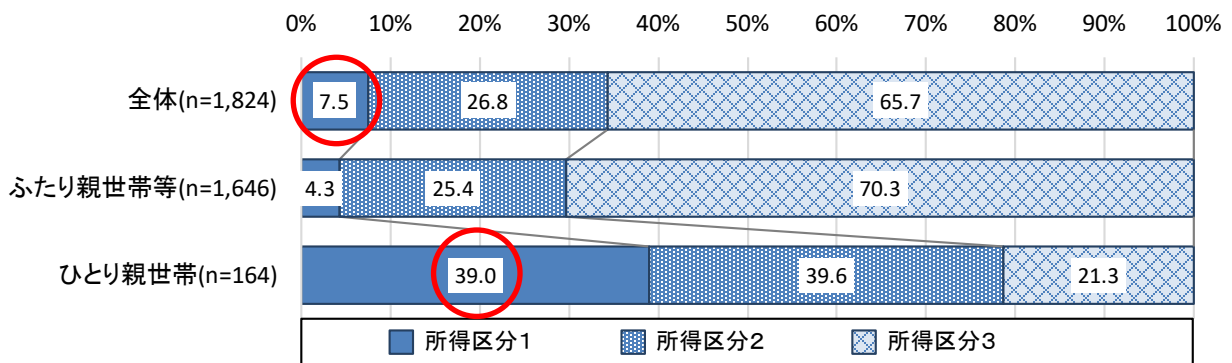
○世帯類型別の国の貧困線の水準を下回る世帯の割合

国の貧困線を下回る世帯に相当する所得区分1の世帯の割合は、各年齢層の全体に対して1割弱となっています。また、ひとり親世帯のうち所得区分1に該当する割合は約3～4割となっています。

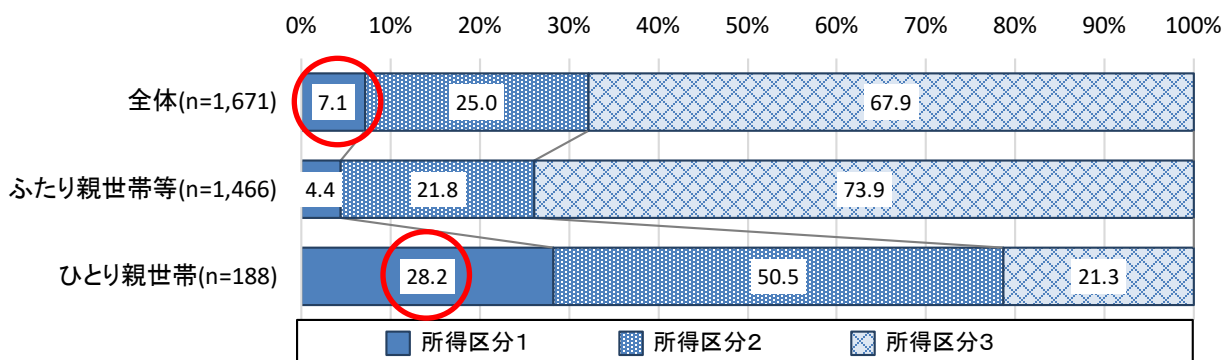
### 【5歳児の子どもがいる世帯】



### 【小学5年生の子どもがいる世帯】



### 【中学2年生の子どもがいる世帯】



所得区分1：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の貧困線を下回る世帯  
 所得区分2：世帯人数別に算出した可処分所得が国の貧困線以上、中央値以下の世帯  
 所得区分3：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の中央値を上回る世帯  
 ※所得区分別の所得金額については、P13をご参照ください。

<暮らし向きに関する認識>

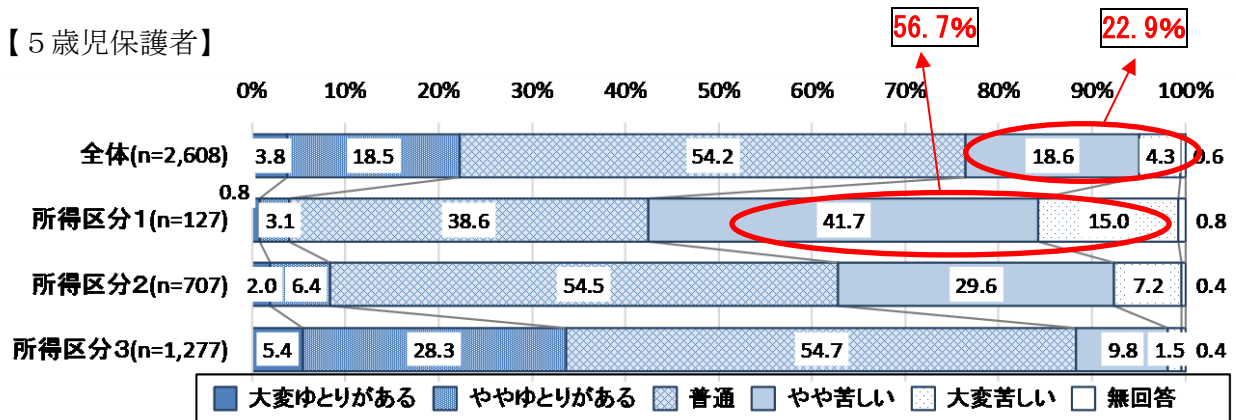
○現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況を「やや苦しい」「大変苦しい」と回答した割合は、各年齢層の保護者の2割強となっています。また、所得区分1に該当する世帯では「やや苦しい」「大変苦しい」と約6～7割が回答しています。

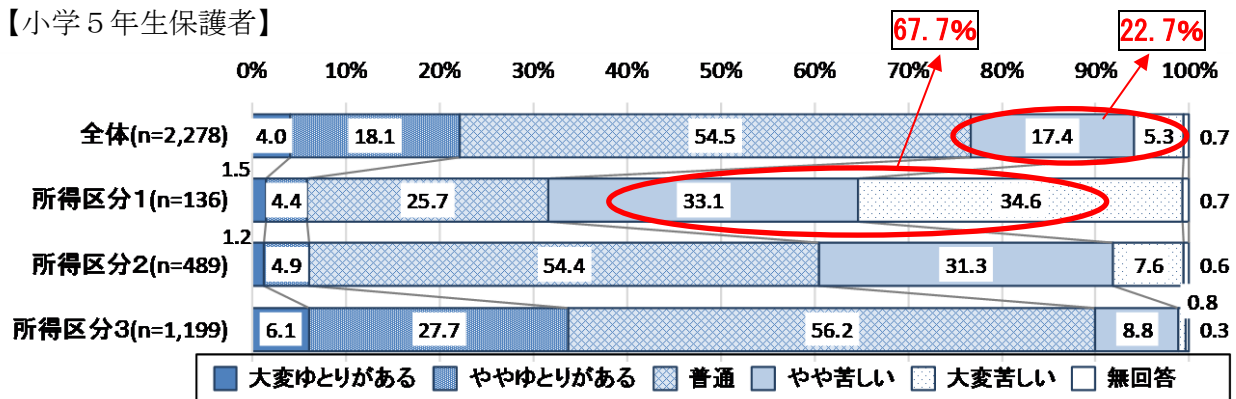
※H27 調査においては、貧困線以下に相当する世帯（所得区分1相当）の64.7%が「やや苦しい」「大変苦しい」と回答

保護者票問 28 現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。

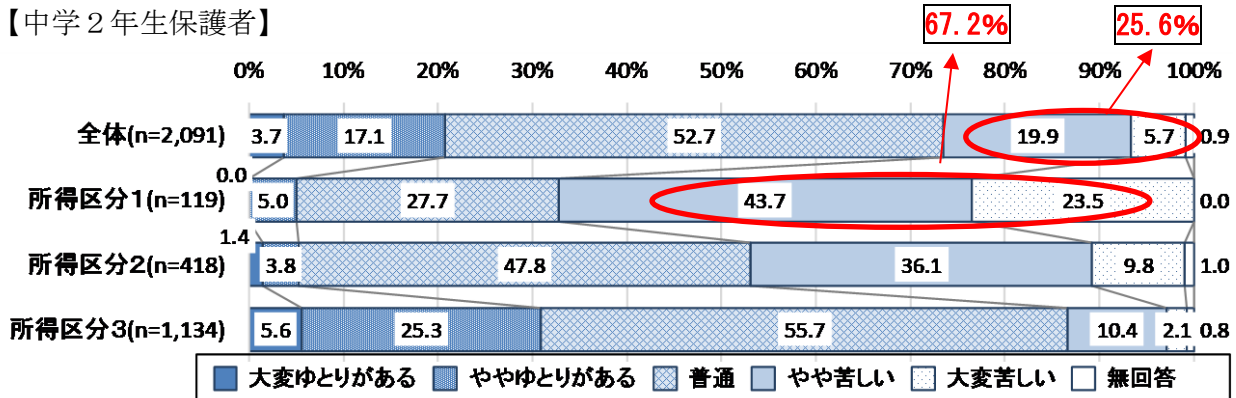
【5歳児保護者】



【小学5年生保護者】



【中学2年生保護者】



○コロナ拡大前と比較した現在の暮らしの状況

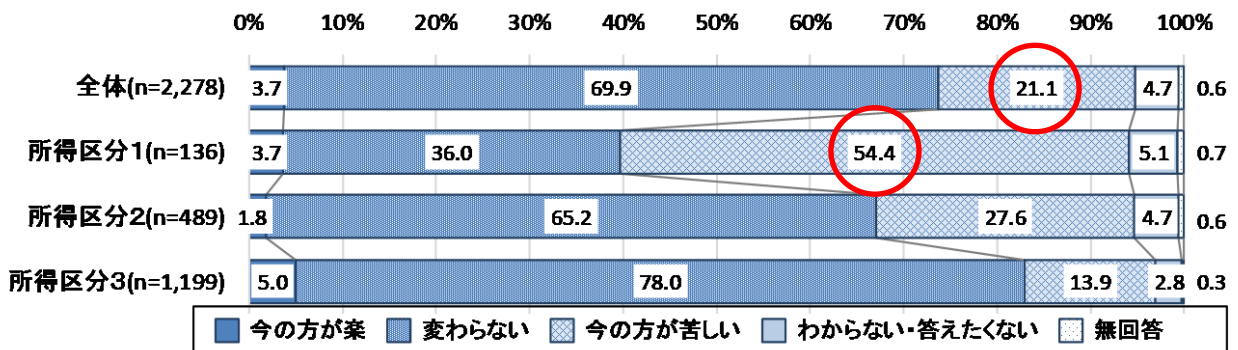
新型コロナウイルス感染症拡大前の2020年1月頃と比べて、「今の方が苦しい」と回答した割合は、各年齢層の保護者の2割強となっています。所得区分1に該当する世帯の約4～5割強が「今の方が苦しい」と回答しており、所得の低い世帯ほど感染症の影響により、暮らしの状況が苦しくなっていることが伺えます。

保護者票問 29 現在の暮らしの状況は、新型コロナウイルス感染症拡大前の2020年1月頃と比べて、どうですか。

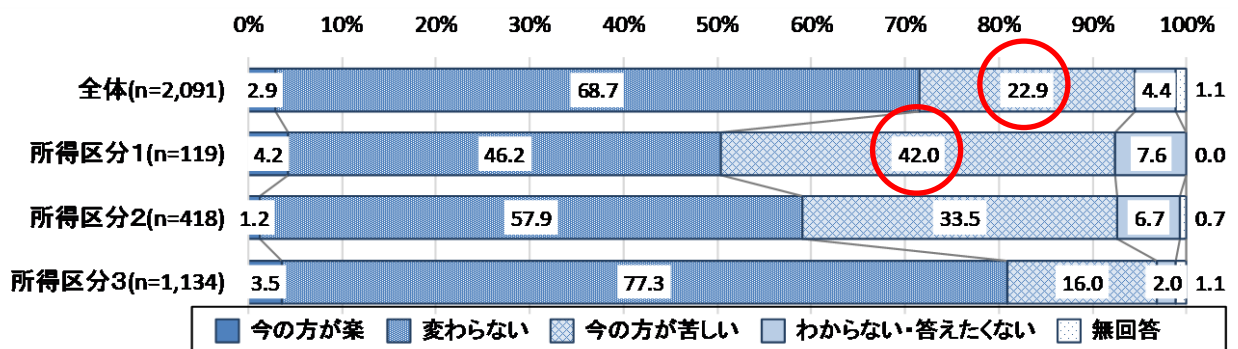
【5歳児保護者】



【小学5年生保護者】



【中学2年生保護者】



<剥奪の状況>

○お金が足りなくて、必要とする食料が買えなかった経験

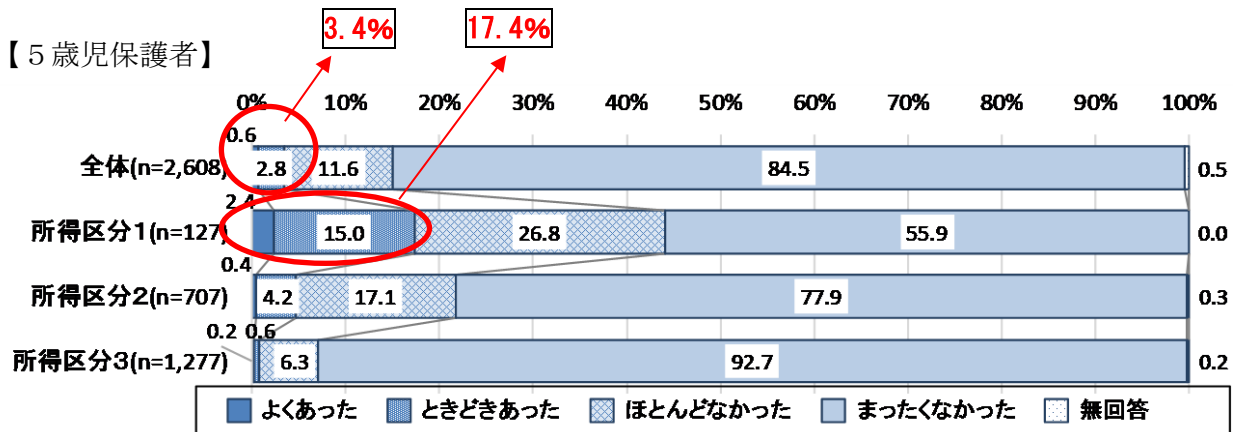
過去1年間にお金が足りなくて、必要とする食料が買えなかった経験が「よくあった」「ときどきあった」と回答した割合は、各年齢層の保護者の3～4%となっています。また、所得区分1に該当する世帯の約1～2割強が必要とする食料を買えなかったことが「よくあった」「ときどきあった」と回答しています。

※H27調査においては、貧困線以下に相当する世帯(所得区分1相当)の19.0%が必要とする食料を買えなかったことが「よくあった」「ときどきあった」と回答。

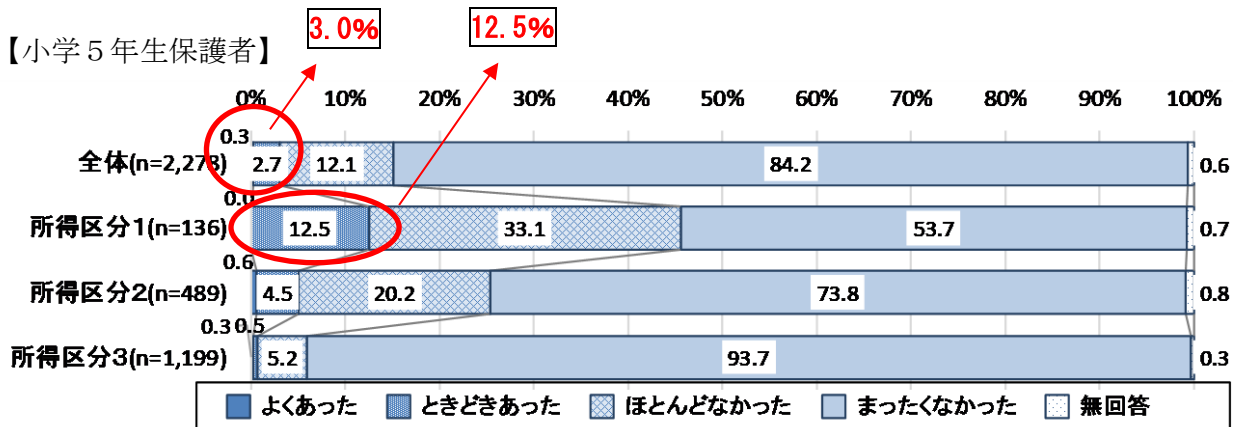
保護者票問 32

あなたの世帯では、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、し好品は含みません。

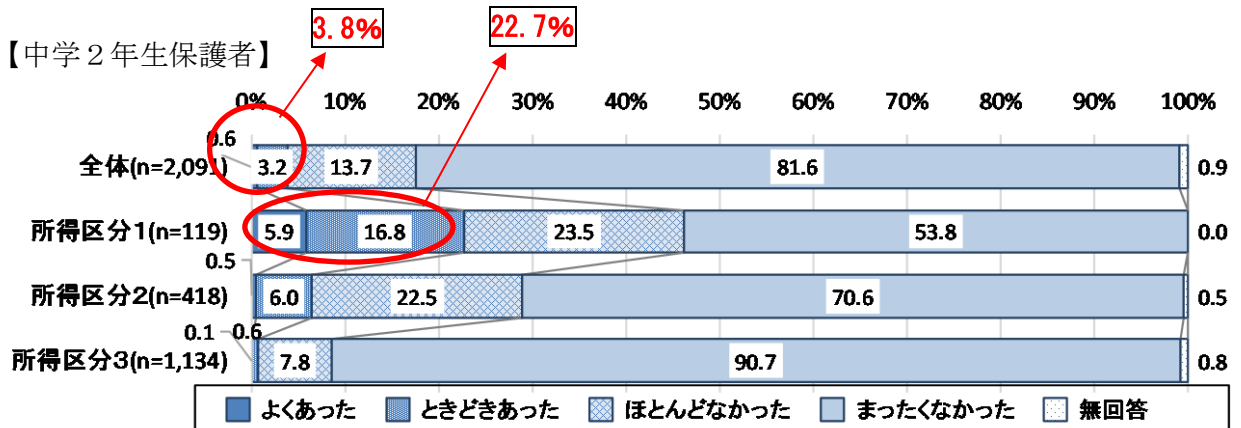
【5歳児保護者】



【小学5年生保護者】



【中学2年生保護者】



## 2 子どもの状況

### <食事の頻度>

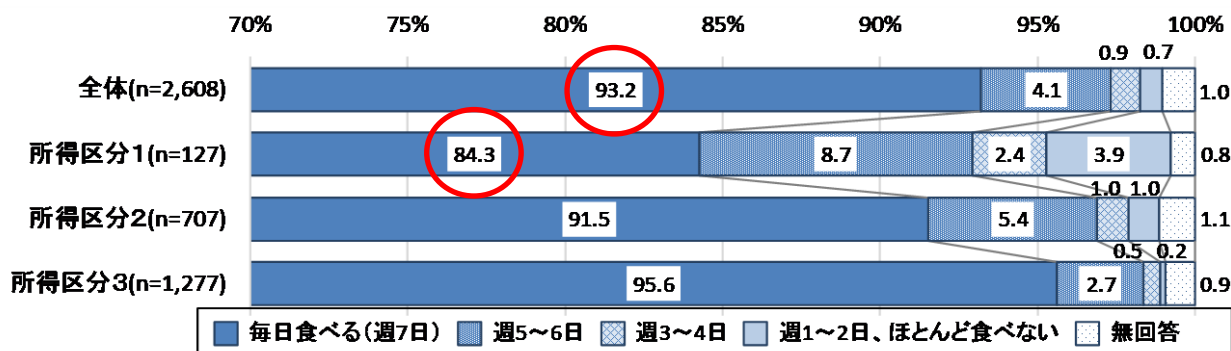
○週にどのくらい、食事をするか（朝食）

子どもが朝食を「毎日食べる（週7日）」と回答した割合をみると、子どもの年齢層が上がるほど毎日食べる割合が低くなる傾向となっていました。また、所得区分1に該当する世帯の子どもは、全体と比較して毎日食べる割合が低い傾向にあります。

※H27調査においては、貧困線以下に相当する世帯（所得区分1相当）の87.2%が朝食を「毎日食べる」と回答。

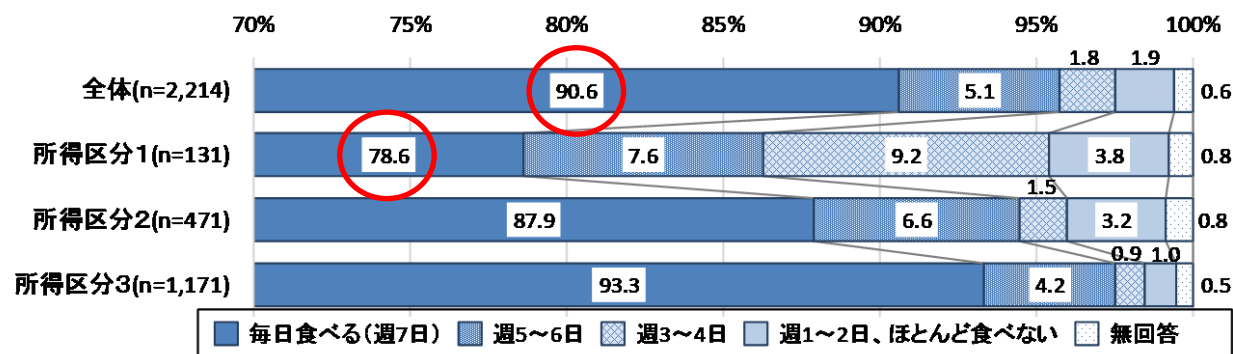
保護者票問 27 宛名のお子さんは週にどのくらい、食事をしていますか。（朝食）

#### 【5歳児保護者】

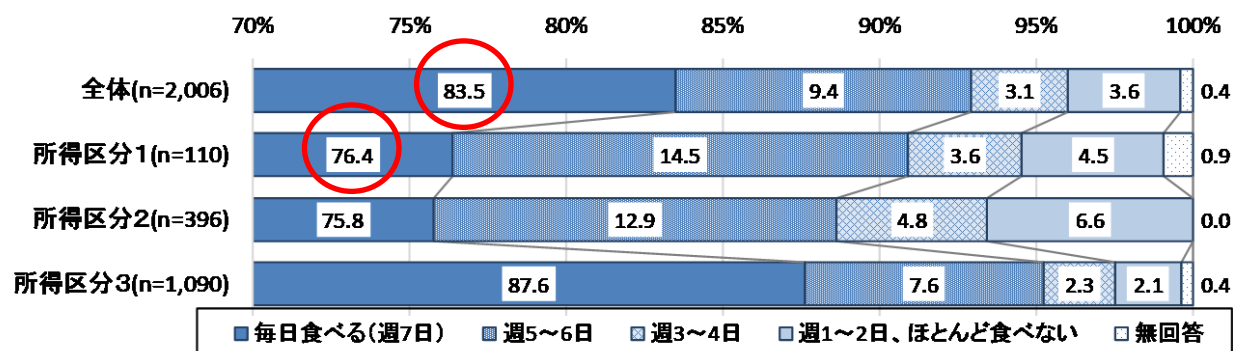


子ども票問 4 あなたは週にどのくらい、食事をしていますか。（朝食）

#### 【小学5年生】



#### 【中学2年生】





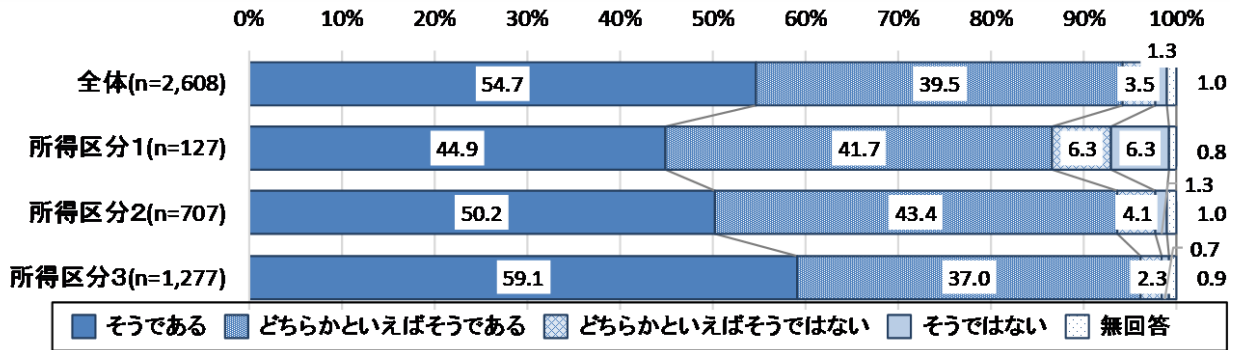
<就寝の習慣>

○平日、ほぼ同じ時間に寝ているか

子どもが普段（月曜日～金曜日）、ほぼ同じ時間に寝ているかについて、小学5年生、中学2年生の1～2割が「どちらかといえばそうではない」「そうではない」と回答しています。

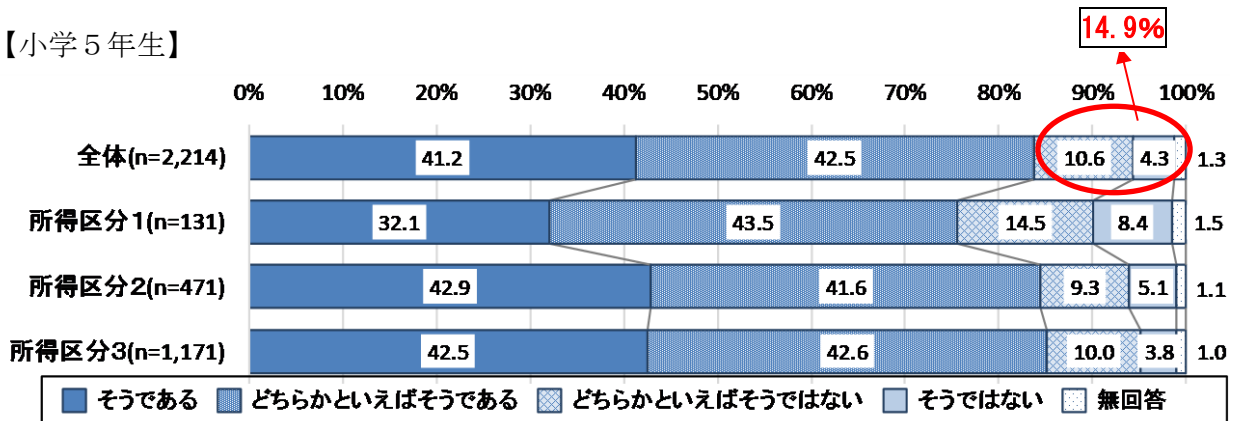
保護者票問 25 宛名のお子さんは普段（月曜日から金曜日）、ほぼ同じ時間に寝ていますか。

【5歳児保護者】

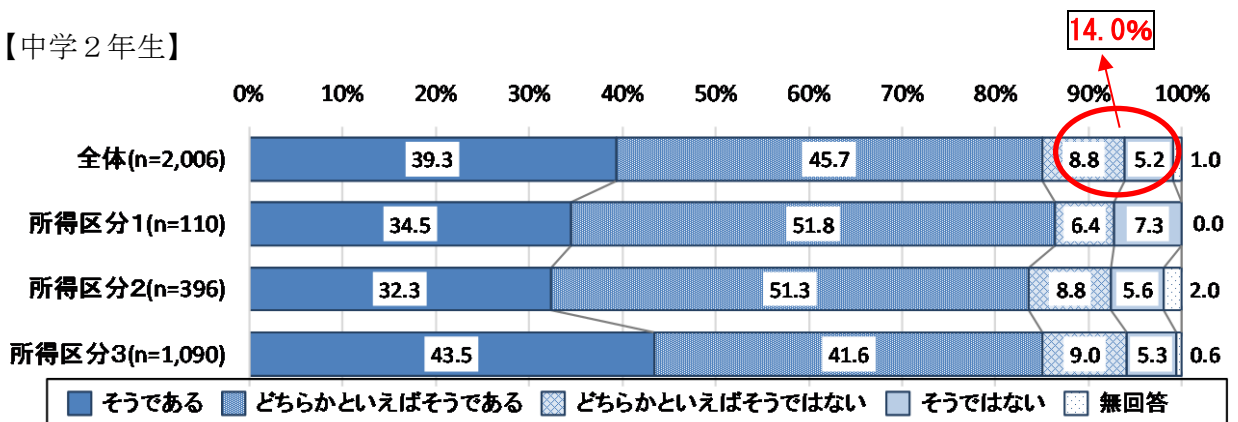


子ども票問 12 あなたは、ふだんの平日（月～金曜日）、ほぼ同じ時間に寝ていますか。

【小学5年生】



【中学2年生】



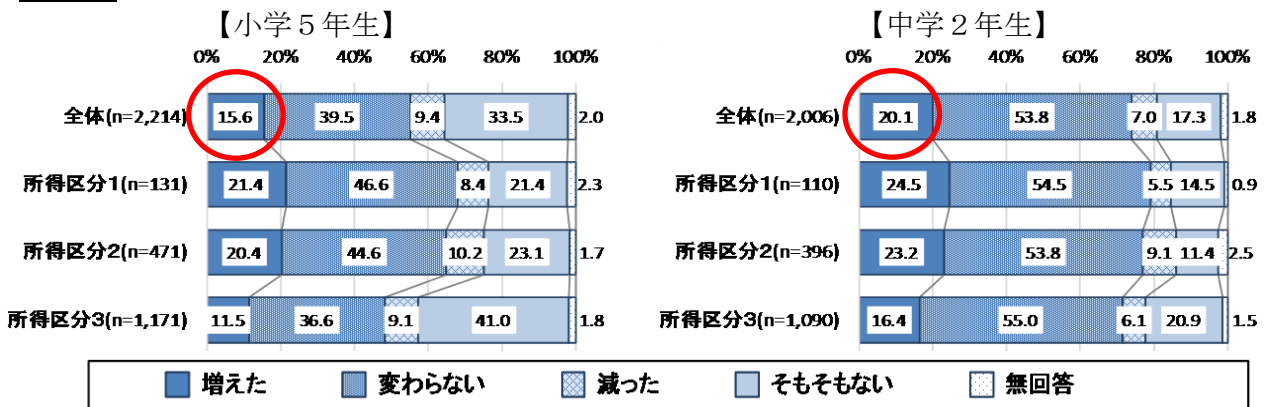
<新型コロナウイルス感染症の影響>

○コロナの影響で学校が休みになる前と比較しての状況の変化

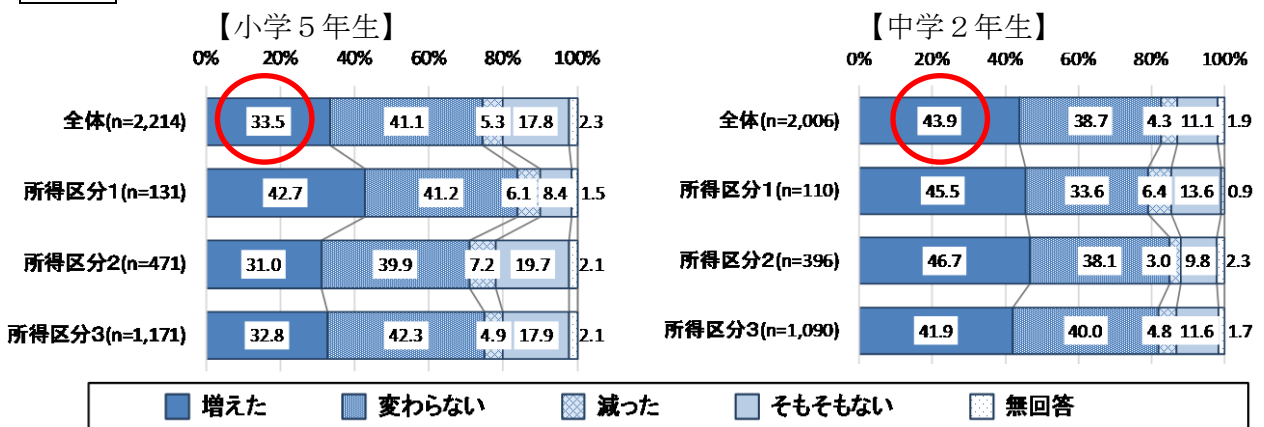
新型コロナウイルス感染症の影響で、学校休校前と比べた状況の変化として、「学校の授業がわからないと感じること」が「増えた」と回答した割合は全体の1～2割、「夜遅くまで起きている回数」が「増えた」と回答した割合は全体の3～4割、「イライラや不安を感じたり、気分がしずむこと」が「増えた」と回答した割合は約3割となっています。

子ども票問 24 新型コロナウイルス感染症の影響で、学校がお休みになる前（2020年2月以前）と比べて、次のようなことは増えましたか、減りましたか。

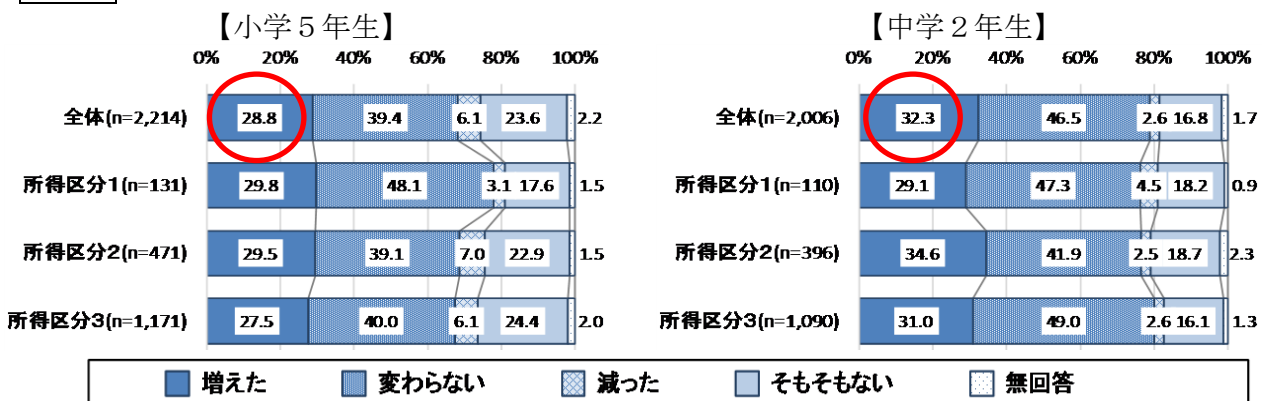
問 24B 学校の授業がわからないと感じること



問 24K 夜遅くまで起きている回数



問 24N イライラや不安を感じたり、気分がしずむこと



### 3 保護者の状況

#### <就労の状況>

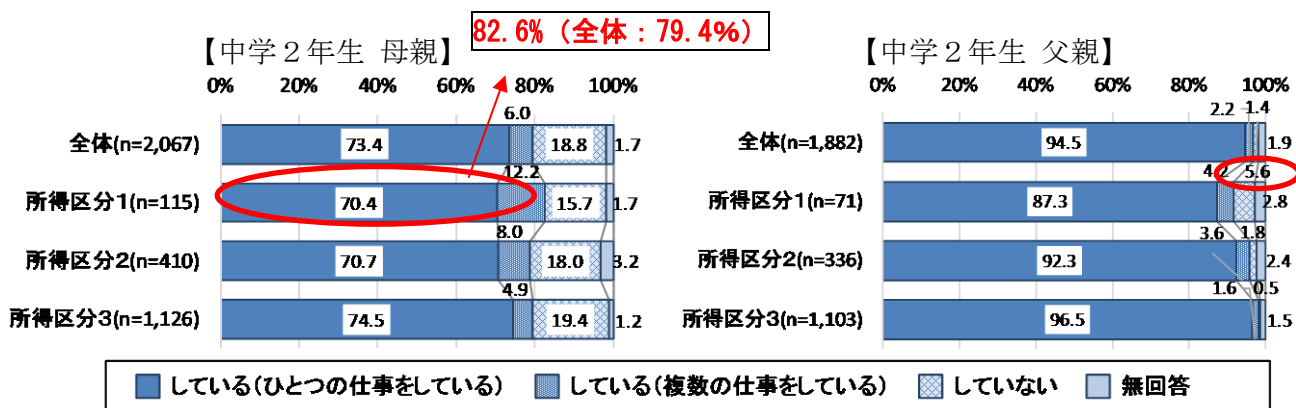
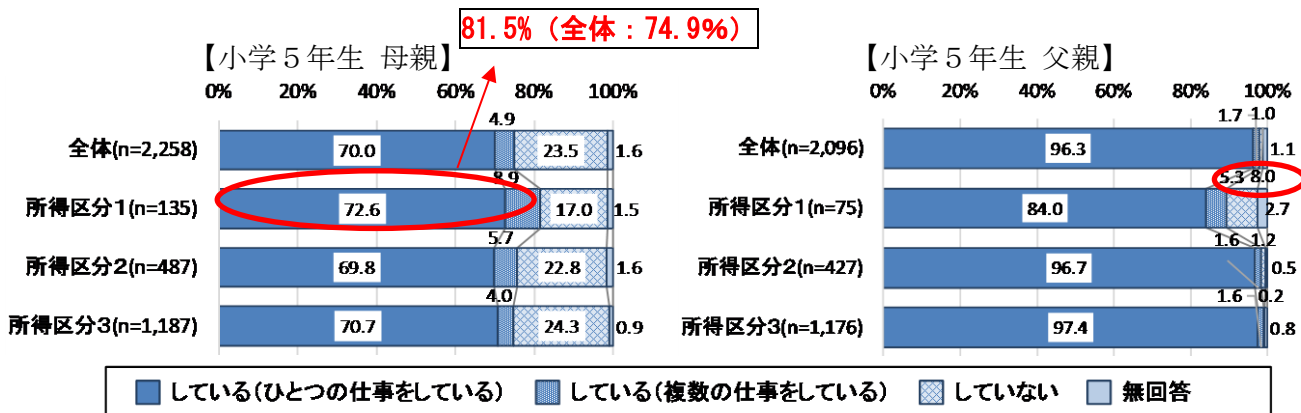
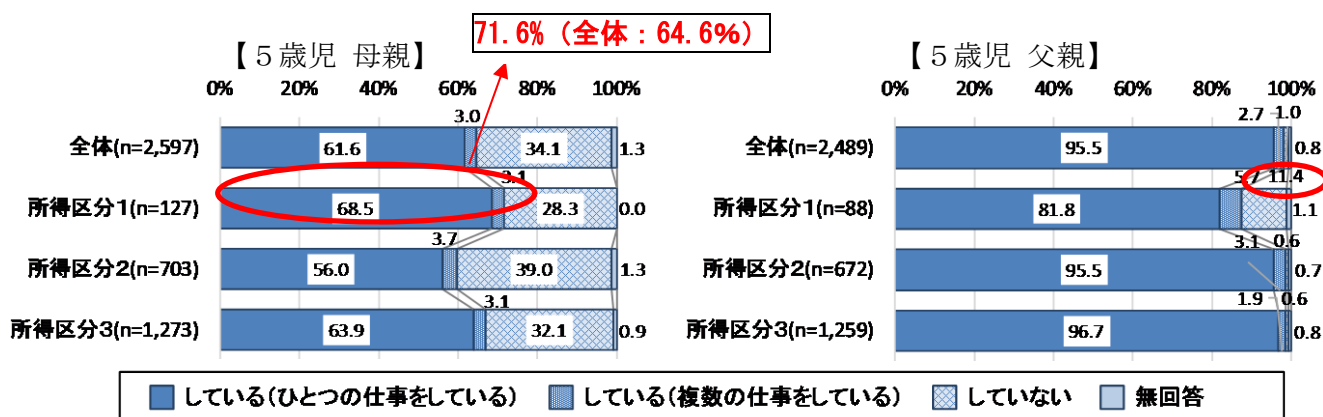
○収入をとまなう仕事の有無

所得区分1の世帯の母親は他の区分と比較し、仕事をしている割合が高く、その内、小学5年生、中学2年生の母親は、複数の仕事をしている割合も高くなっています。

また、所得区分1の世帯の父親では、収入をとまなう仕事を「していない」と回答した割合が全体と比較して高くなっています。

※H27調査においては、貧困線以下に相当する世帯（所得区分1相当）の母親の59.8%がひとつの仕事、または複数の仕事をしていると回答。

保護者票問9 宛名のお子さんの母親と父親は、現在収入をとまなう仕事をしていますか。

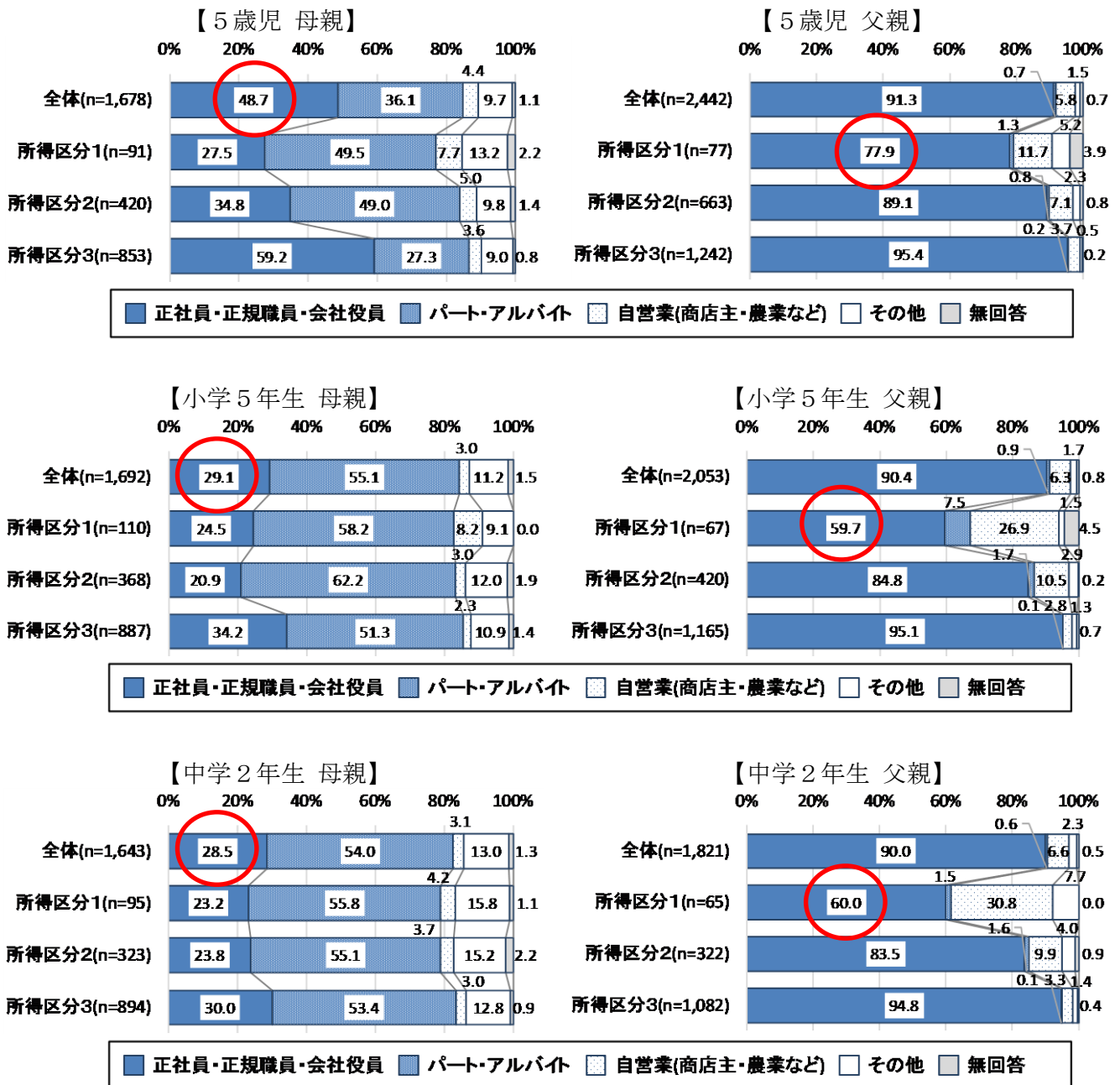


○就業形態

母親に就業形態を尋ねたところ、5歳児の子どもがいる世帯は、小学5年生及び中学2年生の子どもがいる世帯と比較して、「正社員・正規職員・会社役員」と回答した割合が高くなる傾向が見られました。

また、所得区分1の世帯の父親は全体と比較して、「正社員・正規職員・会社役員」と回答した割合が低くなっています。

保護者票問 9-1 宛名のお子さんの母親と父親の就業形態は次のどれにあてはまりますか。複数の仕事をお持ちの場合は、主な仕事についてお答えください。



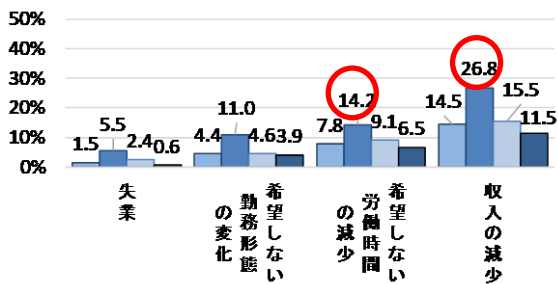
※ 上図内の「その他」は、保護者票問 9-1 の選択肢のうち、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」「人材派遣会社の派遣社員」「その他」を合算した値。

○コロナの影響（失業や転職等）

所得区分1の母親は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、「収入の減少」「希望しない労働時間の減少」を経験したと回答した割合が、全体と比較して高い傾向が見られました。  
また、全体の約2割の父親が「収入の減少」を経験したと回答しています。

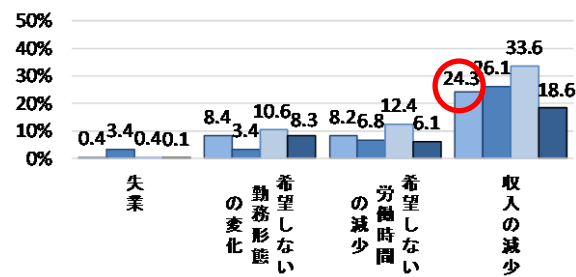
保護者票問10 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、宛名のお子さんの母親と父親は次のようなことを経験しましたか。

【5歳児 母親】



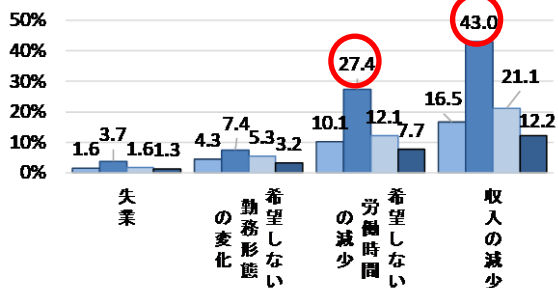
■全体(n=2,597) ■所得区分1(n=127) ■所得区分2(n=703) ■所得区分3(n=1,273)

【5歳児 父親】



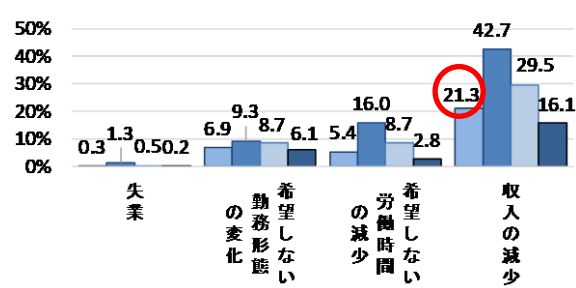
■全体(n=2,489) ■所得区分1(n=88) ■所得区分2(n=672) ■所得区分3(n=1,259)

【小学5年生 母親】



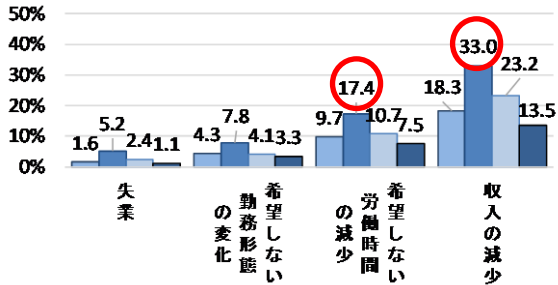
■全体(n=2,258) ■所得区分1(n=135) ■所得区分2(n=487) ■所得区分3(n=1,187)

【小学5年生 父親】



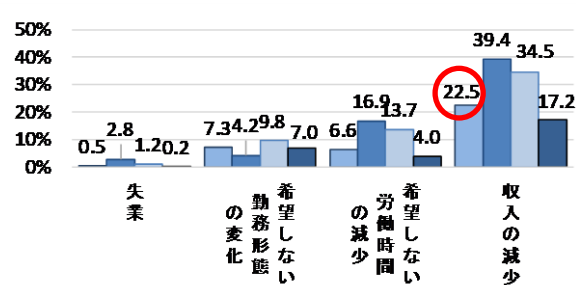
■全体(n=2,096) ■所得区分1(n=75) ■所得区分2(n=427) ■所得区分3(n=1,176)

【中学2年生 母親】



■全体(n=2,067) ■所得区分1(n=115) ■所得区分2(n=410) ■所得区分3(n=1,126)

【中学2年生 父親】



■全体(n=1,882) ■所得区分1(n=71) ■所得区分2(n=336) ■所得区分3(n=1,103)

## 【参考】アンケート調査集計結果の示し方等

### 【集計結果の示し方について】

結果数値（％）は小数点第2位を四捨五入して表示しているため、内訳の計が合計（100％）に一致しないことがあります。

また、本文、図表に用いた符号、用語等の定義は次の通りです。

- ・ n：質問に対する回答者数で、100％が何人の回答に相当するかを示す。
- ・ ひとり親世帯：本調査でひとり親世帯に「該当する」と回答した世帯の集合。死別、離婚、未婚、別居を含む。
- ・ ふたり親世帯等：「ひとり親世帯」に「該当しない」と回答した世帯の集合

### 【所得区分の定義について】

本調査に示す3つの所得区分は、2019年の国民生活基礎調査を参考にしながら、本調査独自の区分として設定しました。

所得区分1：世帯人数別に算出した可処分所得\*が概ね国の貧困線を下回る世帯

所得区分2：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の貧困線以上、中央値以下の世帯

所得区分3：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の中央値を上回る世帯

世帯員人数	所得区分1	所得区分2	所得区分3
2人	175万円未満	175～345万円未満	345万円以上
3人	210万円未満	210～420万円未満	420万円以上
4人	245万円未満	245～485万円未満	485万円以上
5人	275万円未満	275～545万円未満	545万円以上
6人	300万円未満	300～600万円未満	600万円以上
7人	325万円未満	325～645万円未満	645万円以上
8人	345万円未満	345～695万円未満	695万円以上
9人	365万円未満	365～735万円未満	735万円以上

※ 可処分所得については、法令上の明確な定義はないが、一般的には収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入を指す。



# 本市の子どもの貧困等に関する状況

---

2021年3月



# 目次

---

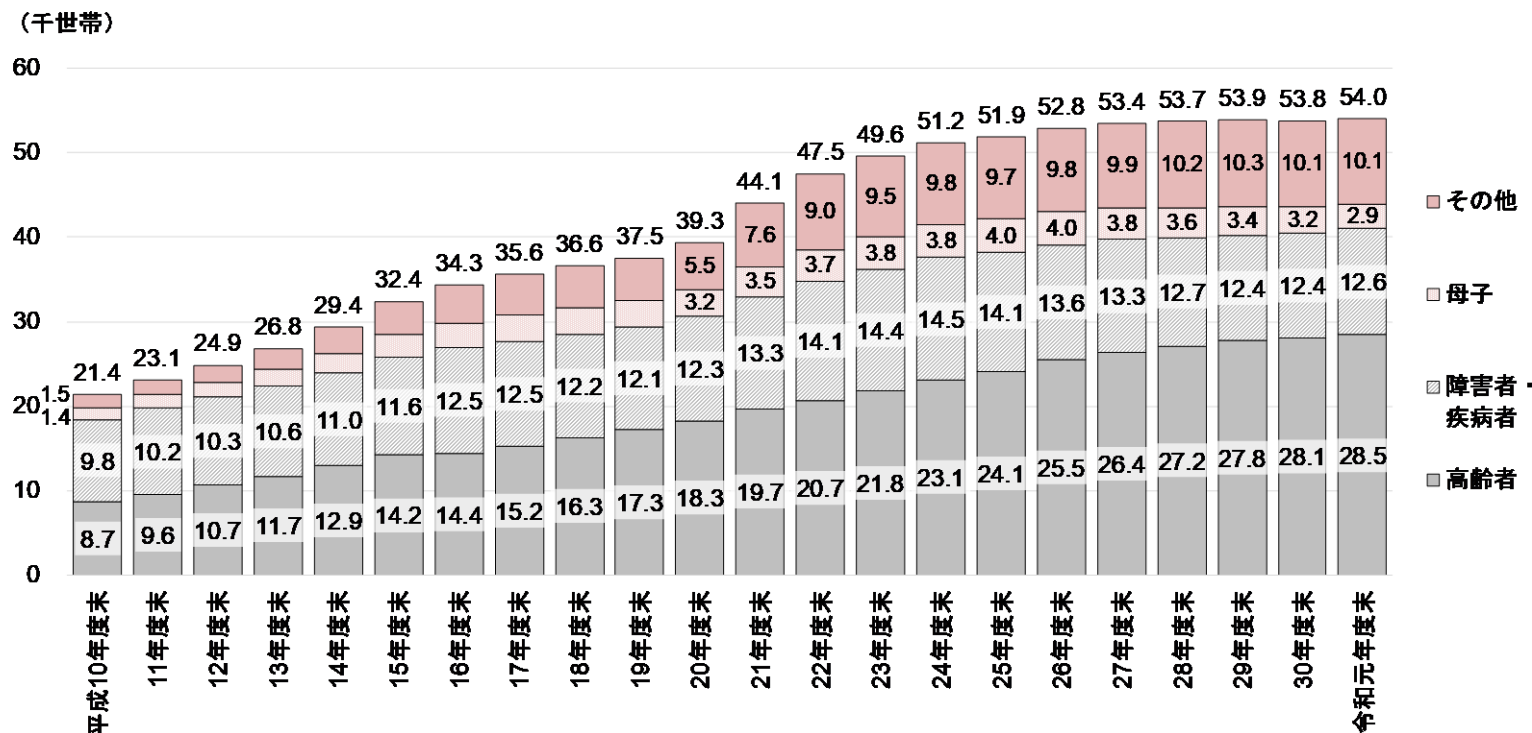
1	生活保護世帯の子どもの状況.....	3
2	ひとり親世帯の子どもの状況.....	10
3	社会的養護等の子どもの状況.....	19
4	子育て世帯の所得に関する状況.....	28
5	子どもの貧困との関連が示唆される各種情報の整理.....	32



# 1 生活保護世帯の子どもの状況

---

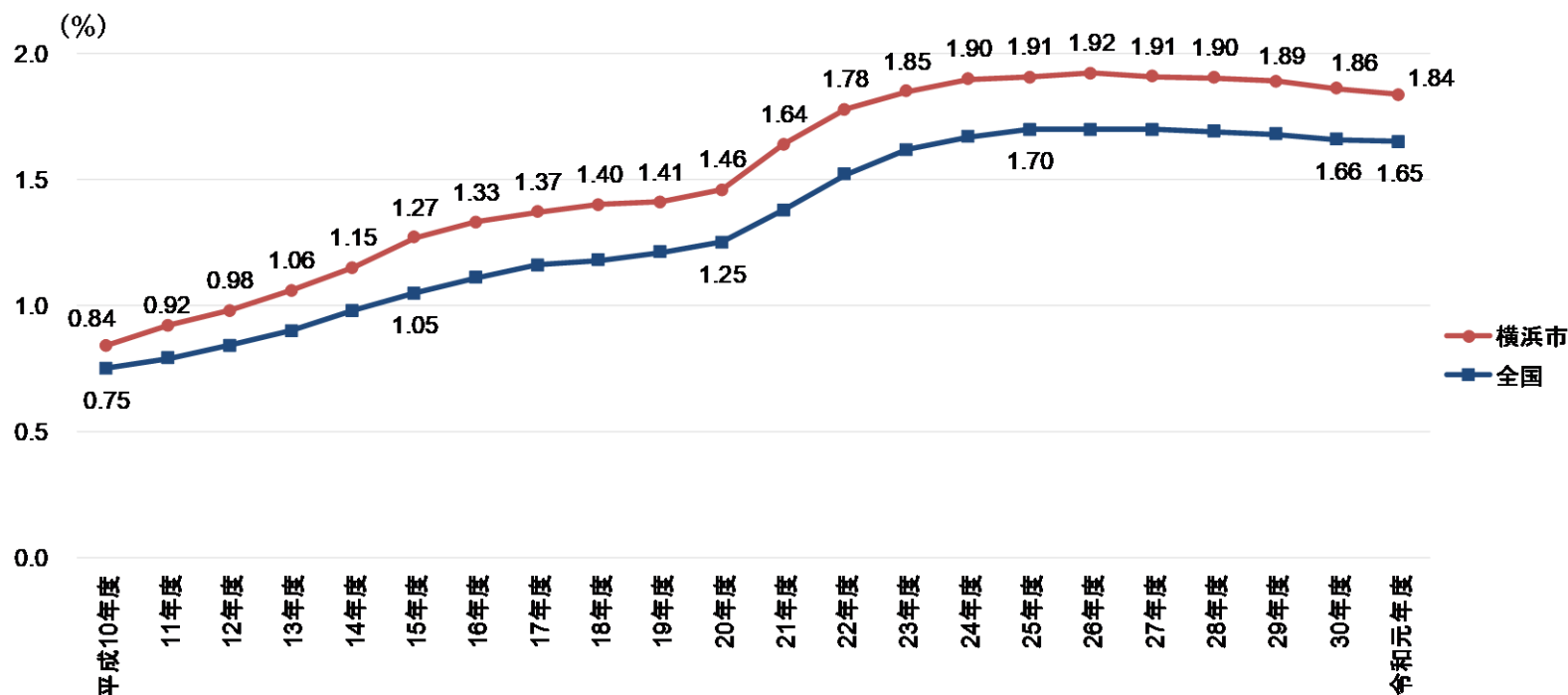
# 1-1 本市の生活保護受給世帯数の推移



(資料：横浜市「横浜市統計書」)

- 生活保護受給世帯数は過去21年間で、約2万1千世帯から約2.5倍の約5万4千世帯に増加。
- うち母子世帯数は、平成10年度末の1,421世帯から、平成25年度末には4,033世帯に増加したものの、その後は減少傾向となり、令和元年度末は2,923世帯となっている。その他世帯数は、平成10年度末の1,505世帯から増加傾向にあり、令和元年度末は10,066世帯となっている。

## 1-2 生活保護率の推移（全国、横浜市）

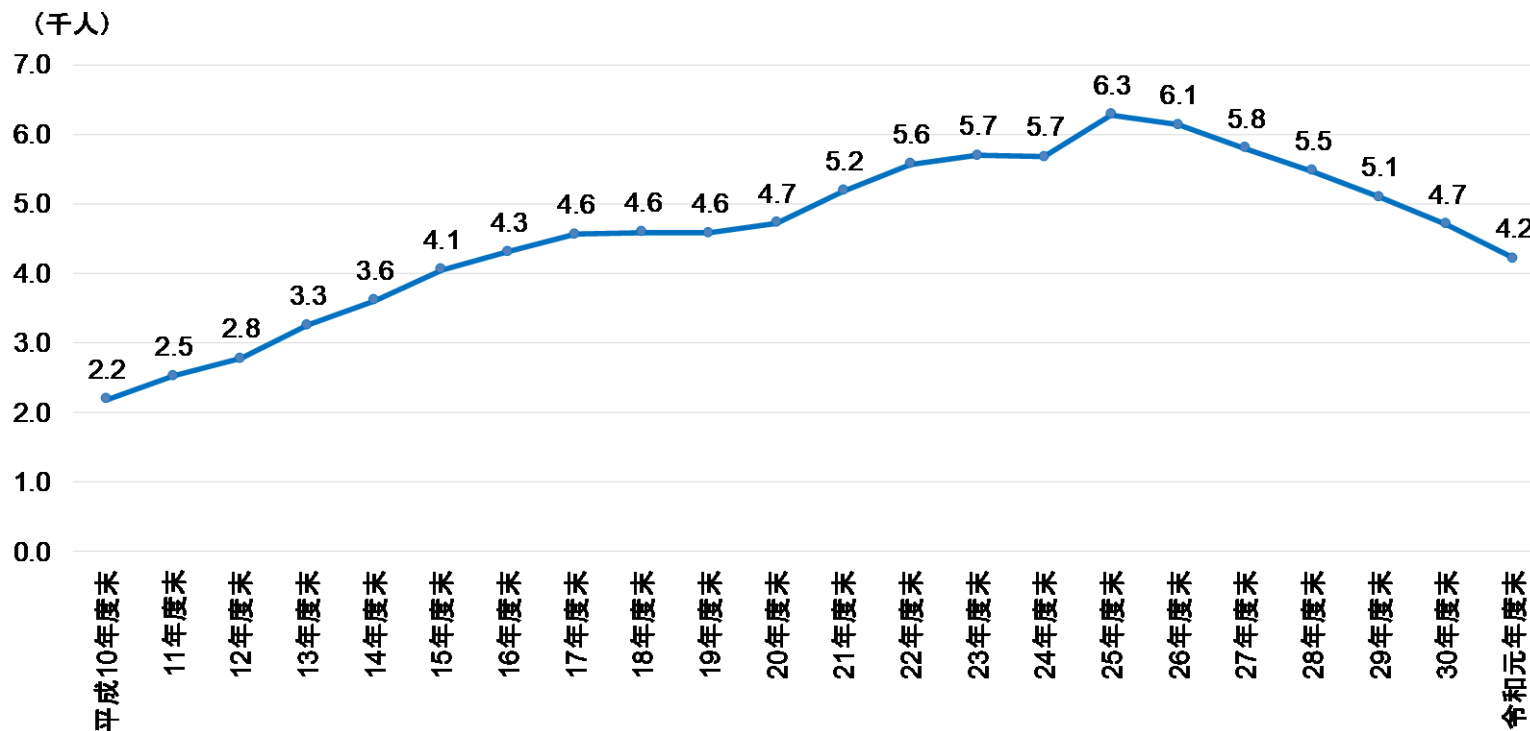


（資料：横浜市「横浜市統計書」、厚生労働省「被保護者調査」（平成24年度以降）、「被保護者全国一斉調査」（平成23年度以前））

※横浜市は各年度末時点の値、全国は各年度1か月平均の値

- 本市の生活保護率は、過去21年間で一貫して全国の保護率を上回っている。
- 生活保護率は平成10年度の0.84%から、平成26年度には1.92%に上昇した。その後は低下傾向となり、令和元年度末には1.84%となっている。

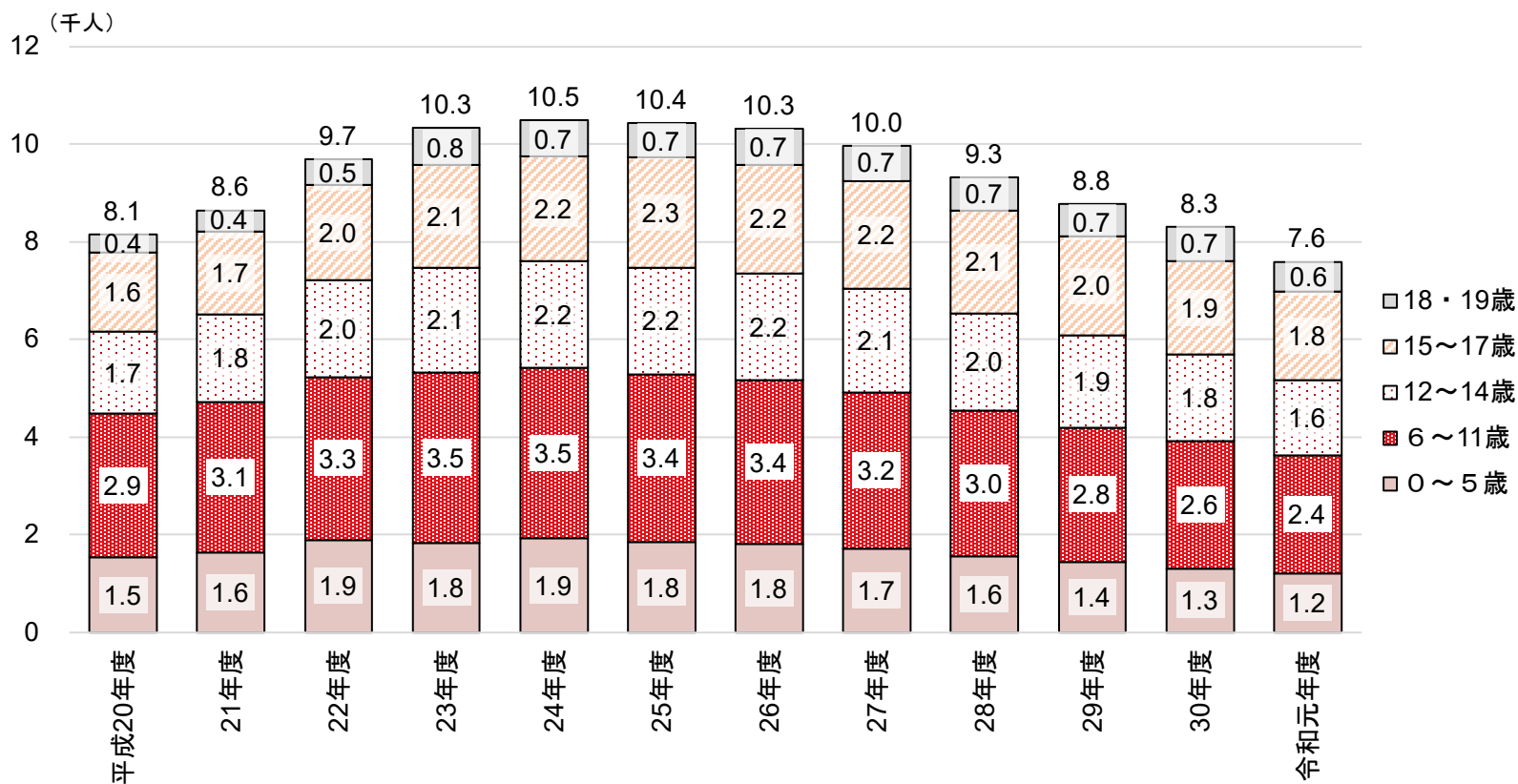
## 1-3 生活保護世帯の教育扶助保護人員数の推移



(資料：横浜市「横浜市統計書」)

- 生活保護による教育扶助（義務教育に伴って必要な学用品費等）を受給する小・中学生の数は、平成10年度末の2,196人から、平成25年度末には6,279人（約2.9倍）に増加。その後は減少傾向となり、令和元年度末は4,216人となっている。

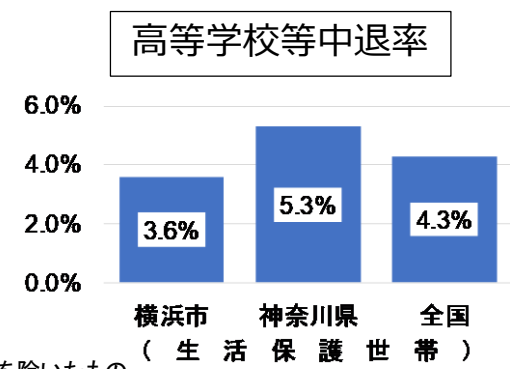
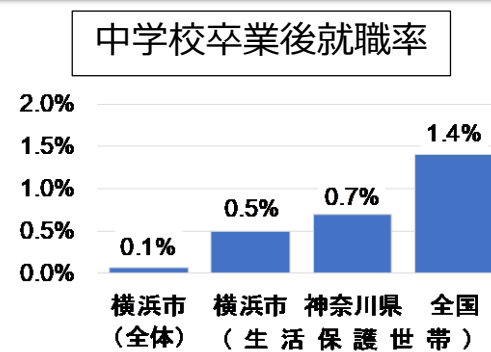
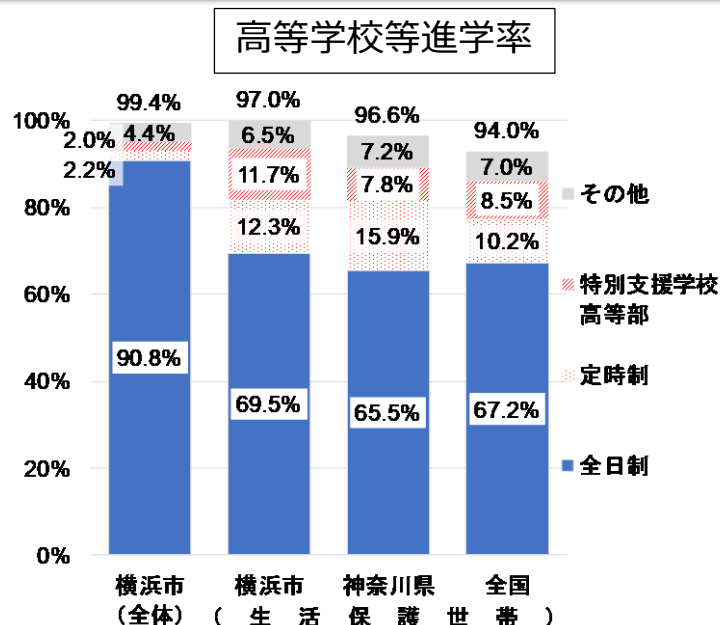
# 1-4 年齢階級別被保護人員数の推移（20歳未満）



※各年7月末時点

■ 生活保護受給世帯に属する20歳未満の子どもの数は、平成20年度の8,142人から平成24年度には10,482人に増加した。その後は減少傾向となり、令和元年度では7,590人となっている。

# 1-5 生活保護世帯に属する子どもの中学校卒業後の進路、 高等学校等中退率（全国、神奈川、横浜）

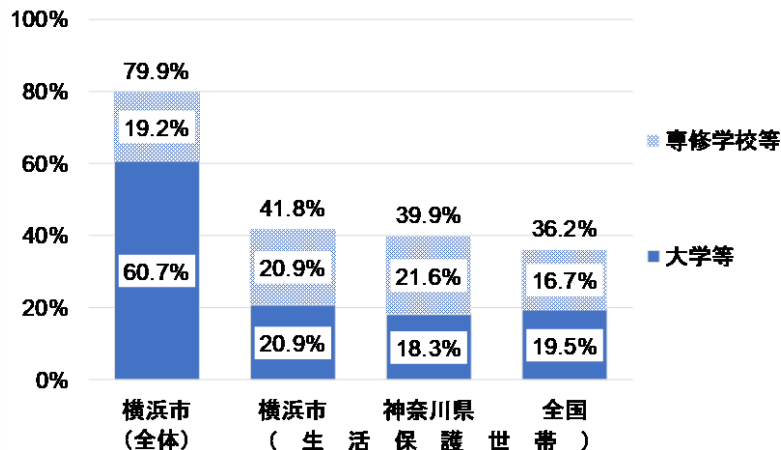


※ 横浜市（全体）は令和元年5月1日現在（学校基本調査）、  
生活保護世帯の横浜市は令和2年3月31日現在、  
生活保護世帯の神奈川県、全国は平成31年4月1日現在  
※ 高等学校等進学率における横浜市（全体）は、中等教育学校前期課程を修了した者の数値を除いたもの

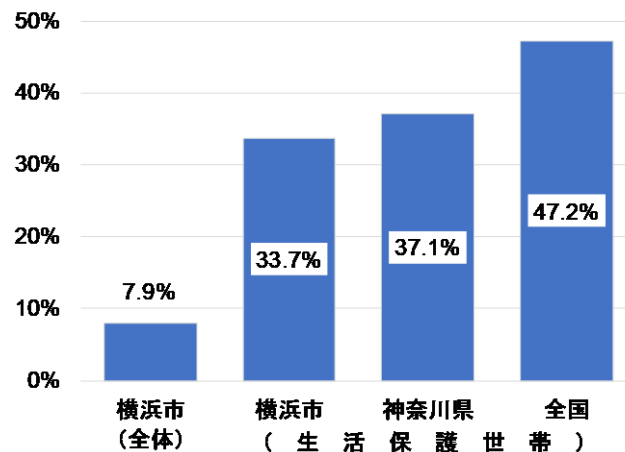
- 高等学校等への進学率は、本市全体では99.4%（令和元年5月時点）で、生活保護世帯は97.0%（令和2年3月末時点）とやや下回る。また、中学校卒業後就職率は、0.5%となっている。
- 高等学校の種別では、本市の生活保護世帯の全日制高校への進学率は69.5%（令和2年3月末時点）で、本市全体の90.8%（令和元年5月時点）を大きく下回る。また、生活保護世帯の定時制高校への進学率は12.3%となっている。
- 生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は3.6%となっている。

# 1-6 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等卒業後の進路 (全国、神奈川、横浜)

高等学校等卒業後の進学率



高等学校等卒業後の就職率



※ 横浜市(全体)は令和元年5月1日現在(学校基本調査)、  
生活保護世帯の横浜市は令和2年3月31日現在、  
生活保護世帯の神奈川県、全国の値は平成31年4月1日現在

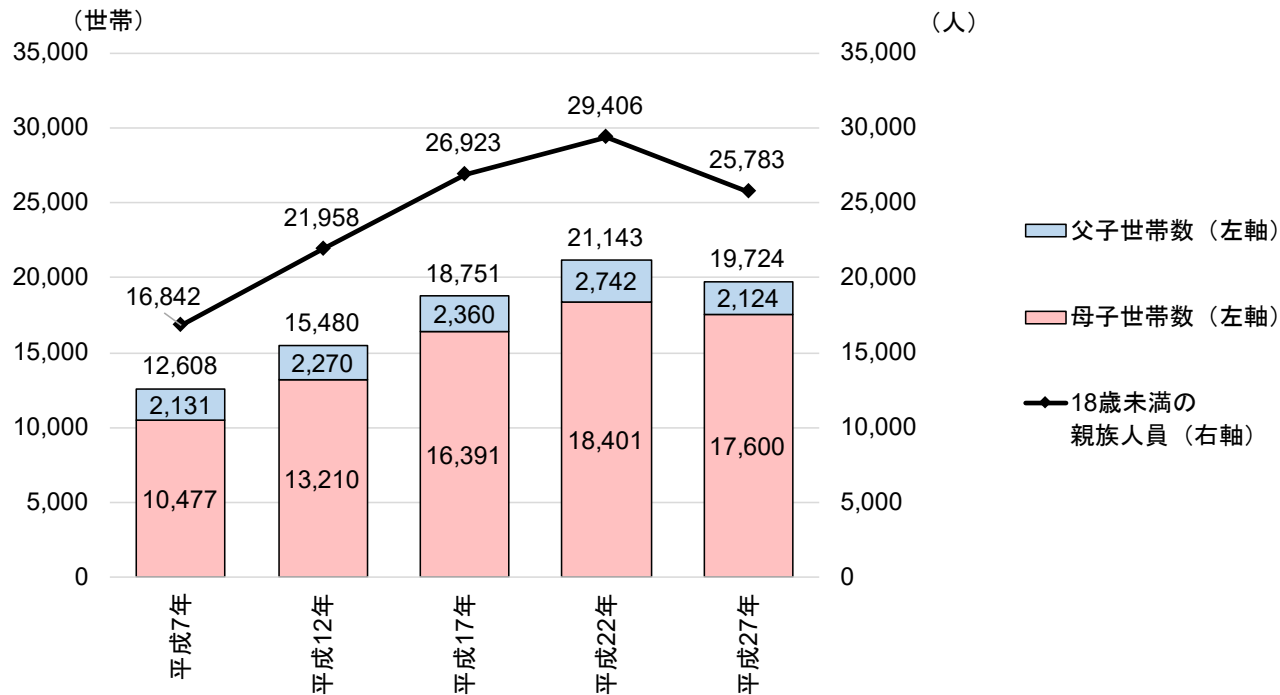
- 高等学校等卒業後の進学率は、本市全体の79.9%（令和元年5月時点）に対し、本市の生活保護世帯では41.8%（令和2年3月末時点）と相対的に低い進学率となっている。
- 本市の生活保護世帯の高等学校等卒業後の就職率は33.7%（令和2年3月末時点）となっている。

## 2 ひとり親世帯の子どもの状況

---



## 2-1 母子・父子世帯数（ひとり親と子のみの世帯）



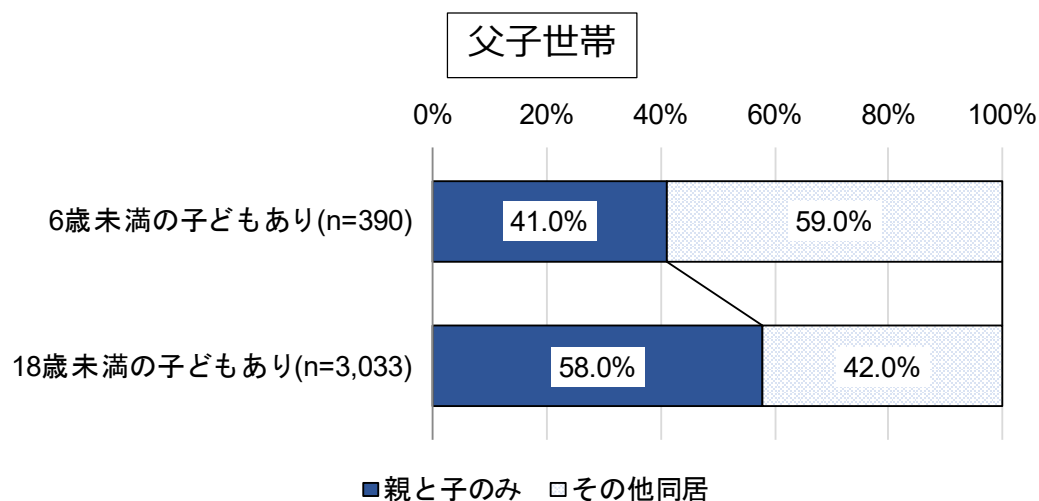
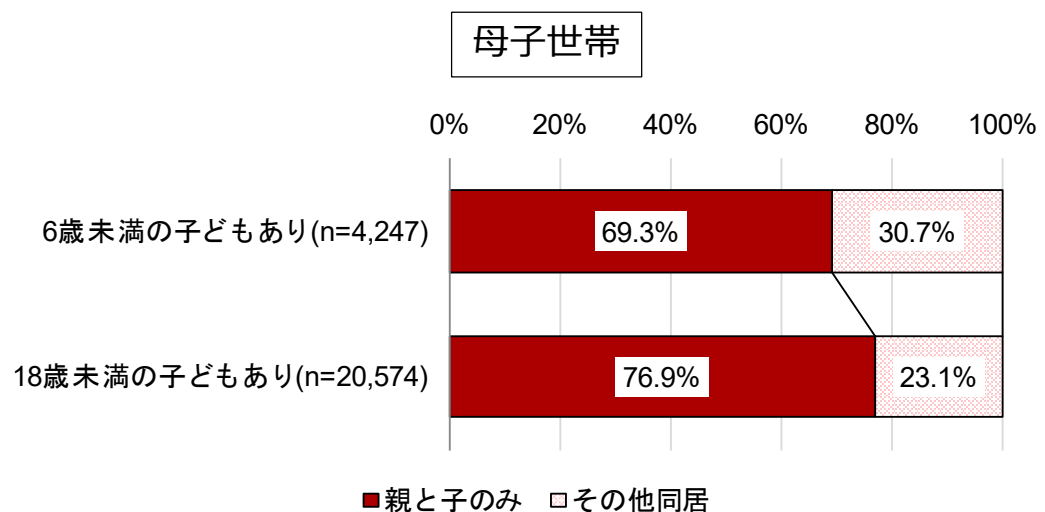
（資料：総務省「国勢調査」）

※各年10月1日現在

※上記の母子・父子世帯数は、ひとり親と子どものみで構成される世帯であり、例えば母子世帯と祖父母同居のような他の世帯員がいる母子・父子世帯を含まない

- 国勢調査によるひとり親と子のみで構成される母子世帯数は、平成27年までの20年間で、10,477世帯から17,600世帯となり約1.7倍に増加した。
- 母子・父子世帯に属する18歳未満人員は、平成7年の16,842人から、平成22年には29,406人に増加。その後、平成27年には25,783人に減少している。

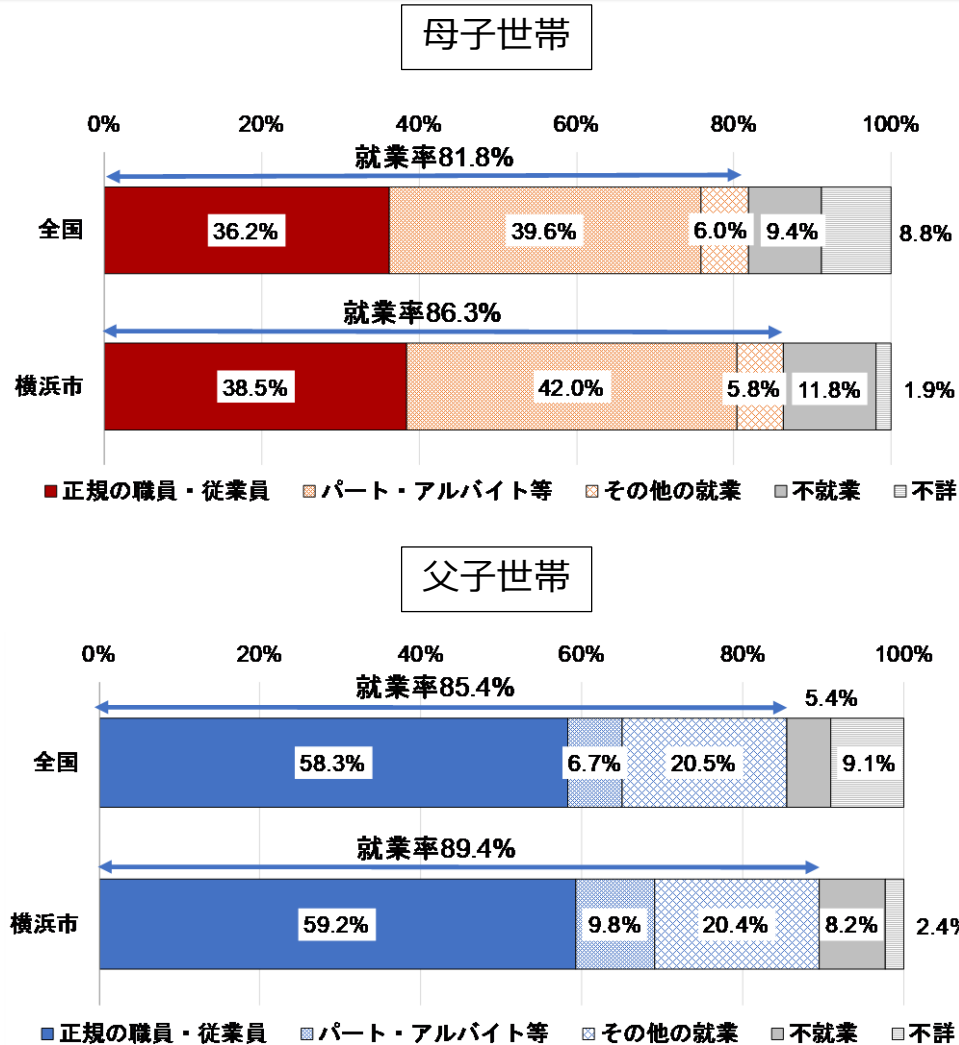
## 2-2 子どもの年齢別、ひとり親世帯での同居人の状況



(資料:総務省「国勢調査」) ※平成27年10月1日現在

- 6歳未満の子どもがいる母子世帯では、69.3%が「親と子のみ」の世帯となっている。
- 6歳未満の子どもがいる父子世帯では、41.0%が「親と子のみ」の世帯となっている。
- 母子世帯・父子世帯ともに、6歳未満の子供がいる世帯よりも、18歳未満の子供がいる世帯の方が、「親と子のみ」の世帯の割合が多い。

## 2-3 ひとり親世帯の親の就業率（全国・横浜市）



■ 本市の母子世帯の母親のうち、正規の職員・従業員での就業は38.5%、パート・アルバイト等での就業が42.0%で、その他の就業と合わせると就業している割合は86.3%となっている。

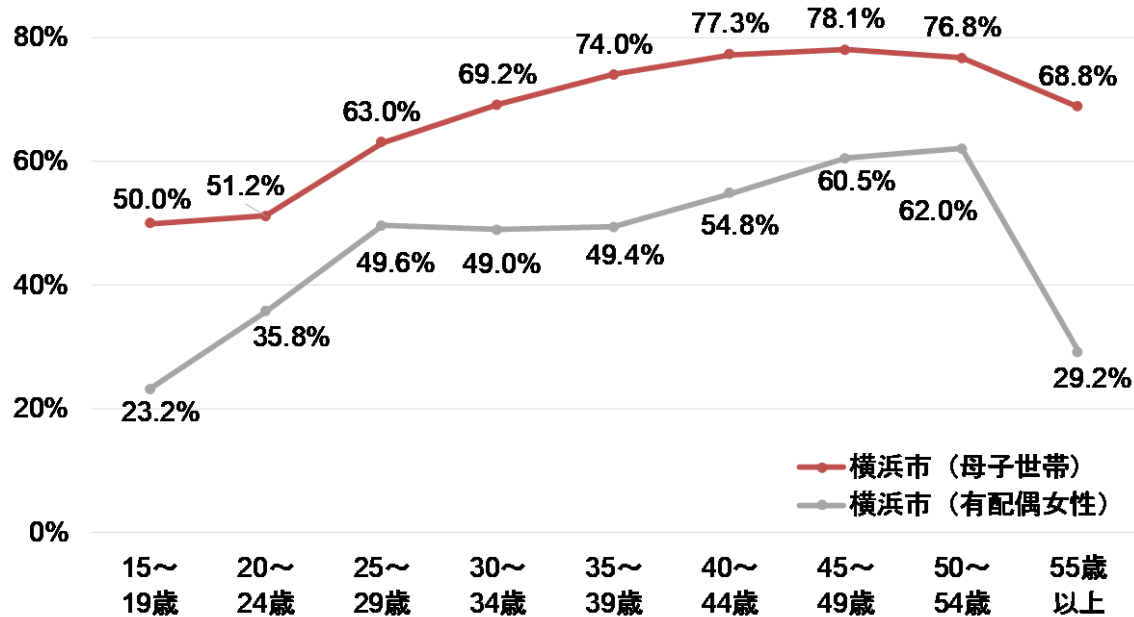
■ 本市の父子世帯の父親のうち、正規の職員・従業員での就業は59.2%、パート・アルバイト等での就業が9.8%で、その他の就業と合わせると就業している割合は89.4%となっている。

■ 母子世帯はいわゆる非正規就業の従事割合が高い。

■ 本市の母子世帯、父子世帯の親の就業率は、全国の母子世帯、父子世帯の就業率を上回っている。

※横浜市は平成29年度ひとり親世帯アンケート調査、全国は平成28年度全国ひとり親世帯等調査

## 2-4 本市の母子世帯の母親と有配偶女性の就業率

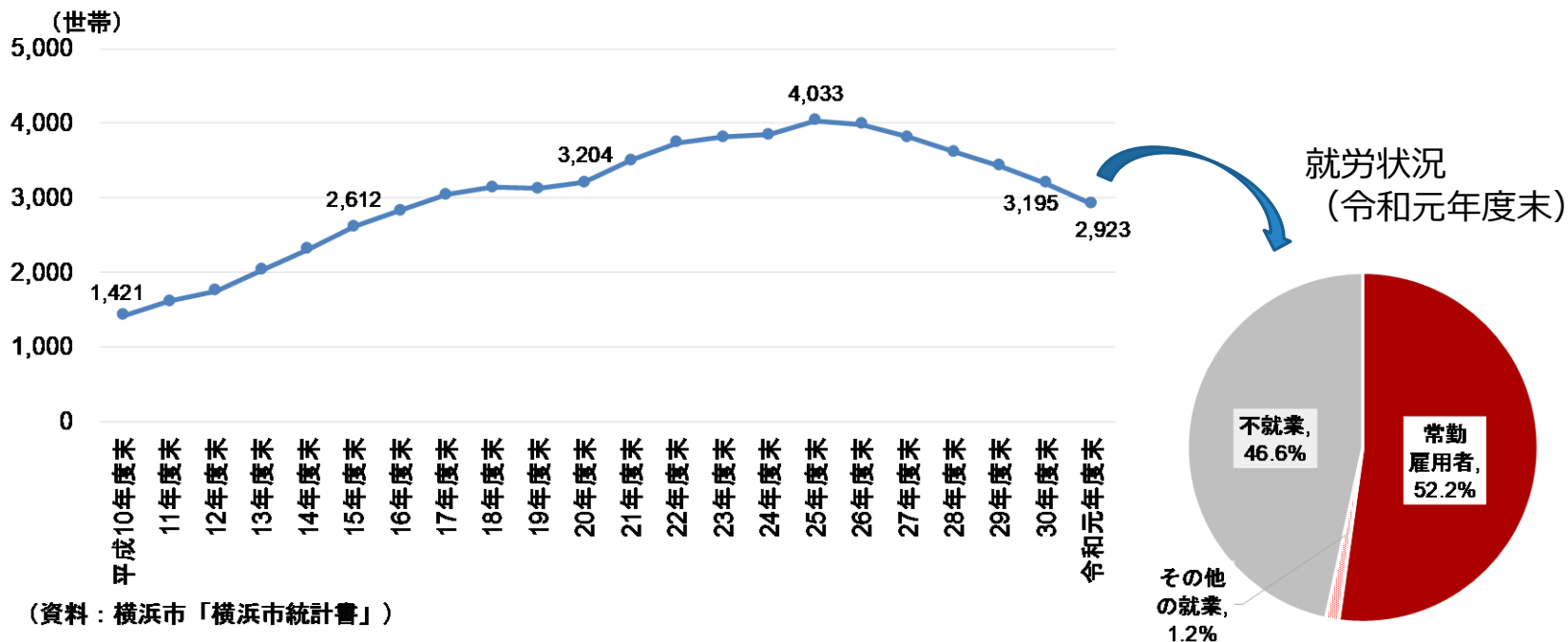


(資料：総務省「平成27年国勢調査」)

平成27年10月1日現在

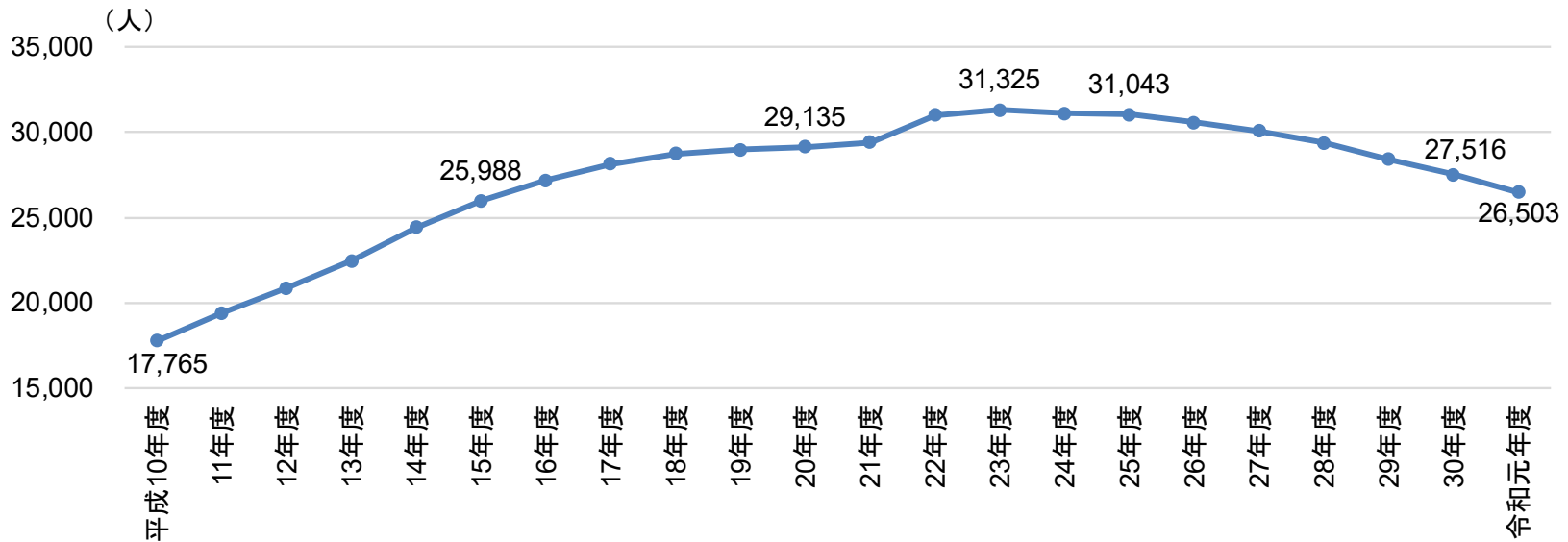
- 母子世帯（親と子のみの世帯）の母親の就業率は、有配偶女性の就業率を一貫して上回っている。
- 有配偶女性では子育て期の30代に就業率は横ばいとなるが、母子世帯の母親は、20代以降40代に至るまで、就業率が上昇し続けている。

## 2-5 生活保護受給対象の母子世帯数



- 生活保護を受給している母子世帯数は、平成10年度末の1,421世帯から、平成25年度末には4,033世帯に増加したものの、令和元年度末では2,923世帯となっている。
- 令和元年度末現在、生活保護を受給している母子世帯の母親の不就業の割合は46.6%となっている。

## 2-6 児童扶養手当の支給対象児童数



※平成30年8月より、以下の2点の場合において、所得算定に当たっての控除の適用が拡大された。

- ①離婚した父母に代わって児童を養育しているなどの方が、未婚のひとり親の場合、地方税法上の「寡婦・寡夫控除」が適用されたものとし、総所得金額等合計額から27万円(一定要件を満たす場合は35万円)を控除
- ②土地収用で土地を譲渡した場合に生じる売却益等を総所得金額等合計額から控除

- ひとり親家庭等を対象とする児童扶養手当(所得制限あり)の支給対象児童数は、平成10年度の約1万8千人から、平成23年度には約3万1千人まで増加した。
- 平成22年に父子世帯が対象になり、平成30年に所得制限の算定方法が改定されるなど、対象者を拡大する制度改正が行われた。
- 令和元年度においては、約2万7千人が支給対象となっている。

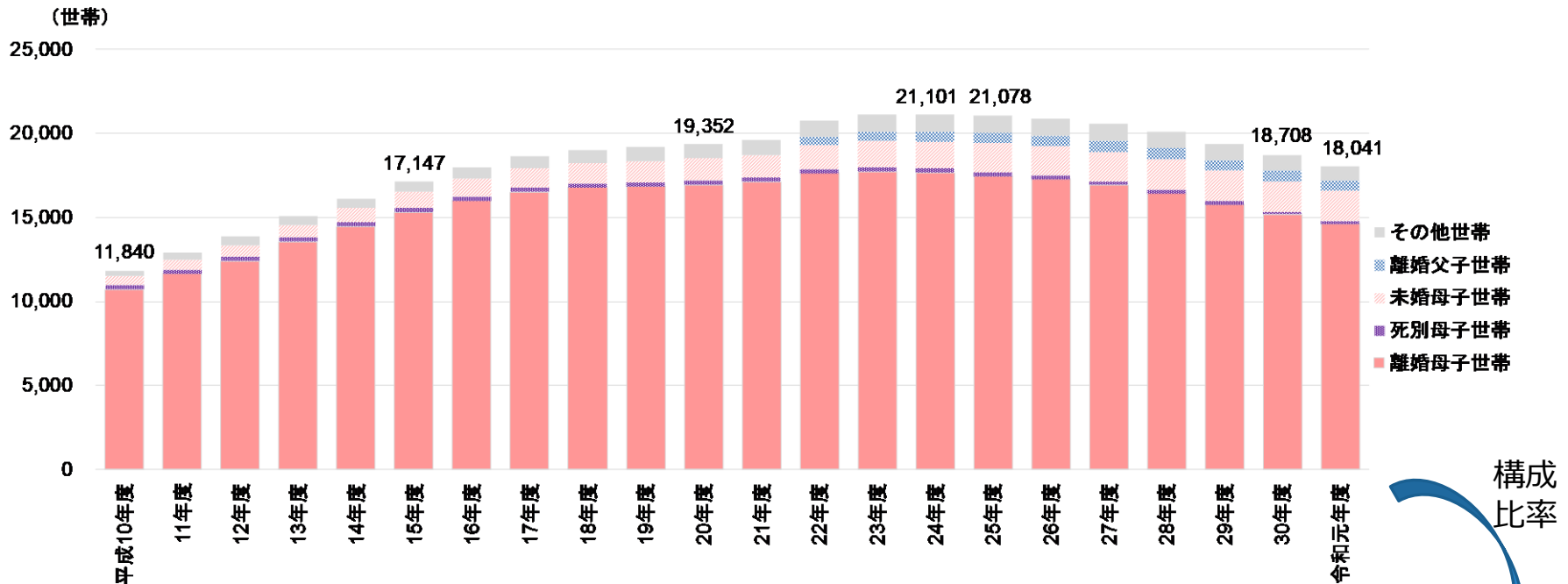
参考：児童扶養手当の所得制限限度額  
(令和2年4月現在)

母と子の2人世帯で、母親が給与所得者のケースの年間収入額の目安

- 年間収入額0～160万円未満：全部支給
- 年間収入額160万～365万円未満：一部支給
- 年間収入額365万円以上：支給なし

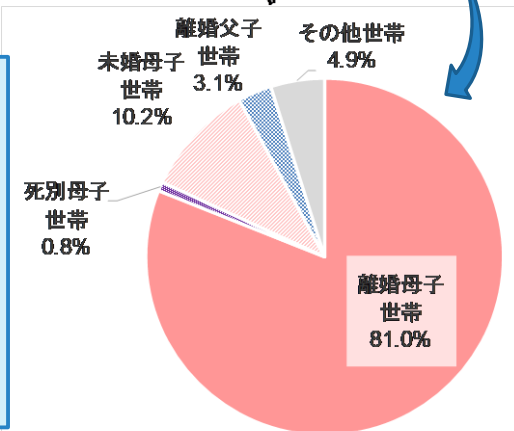
※資料：厚生労働省HP

## 2-7 児童扶養手当の支給対象世帯の類型

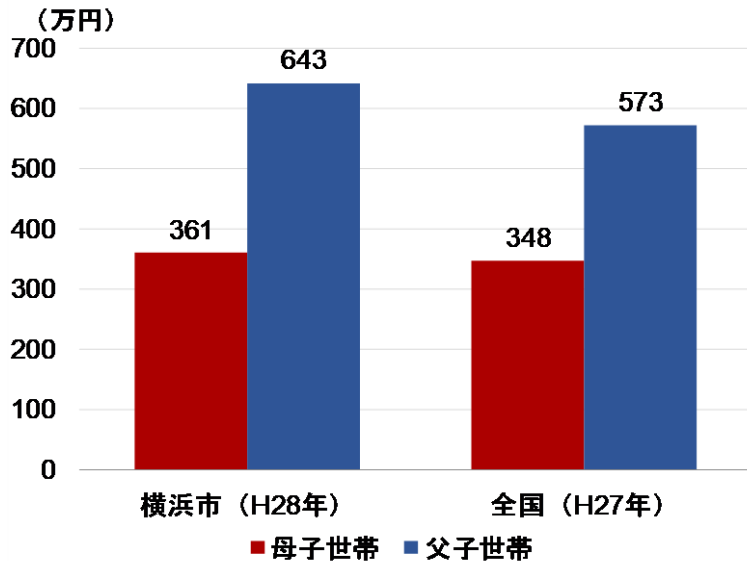


※平成22年度から父子世帯が児童扶養手当の対象となった

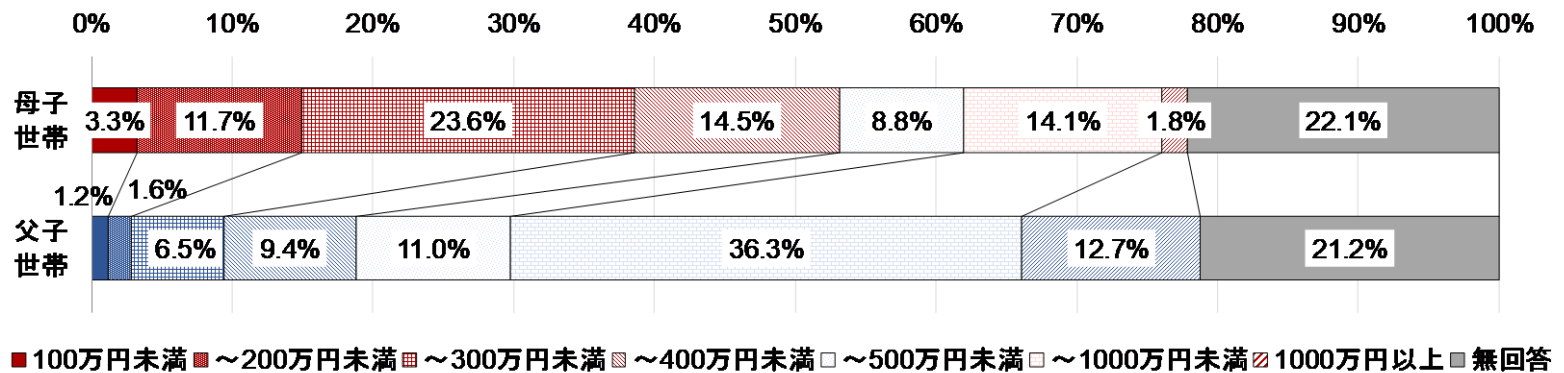
- 児童扶養手当の支給対象世帯数は、平成10年度の約1万2千世帯から、平成24年度には約2万1千世帯に増加したものの、令和元年度には約1万8千世帯となっている。
- 令和元年度の世帯類型別の構成比は、離婚母子世帯が最も多く81.0%、次いで未婚母子世帯が10.2%となっている。



## 2-8 ひとり親世帯の世帯収入（年間総収入）



- 本市の母子世帯の年間総収入（平成28年）の平均は361万円、父子世帯では同643万円となっている。
- 本市の母子世帯の約4割は、年間総収入が300万円未満となっている。また、3.3%は同100万円未満となっている。
- 本市の父子世帯では、年間総収入が300万円未満である比率は約1割となっている。また、36.3%は同500万円以上1000万円未満となっている。



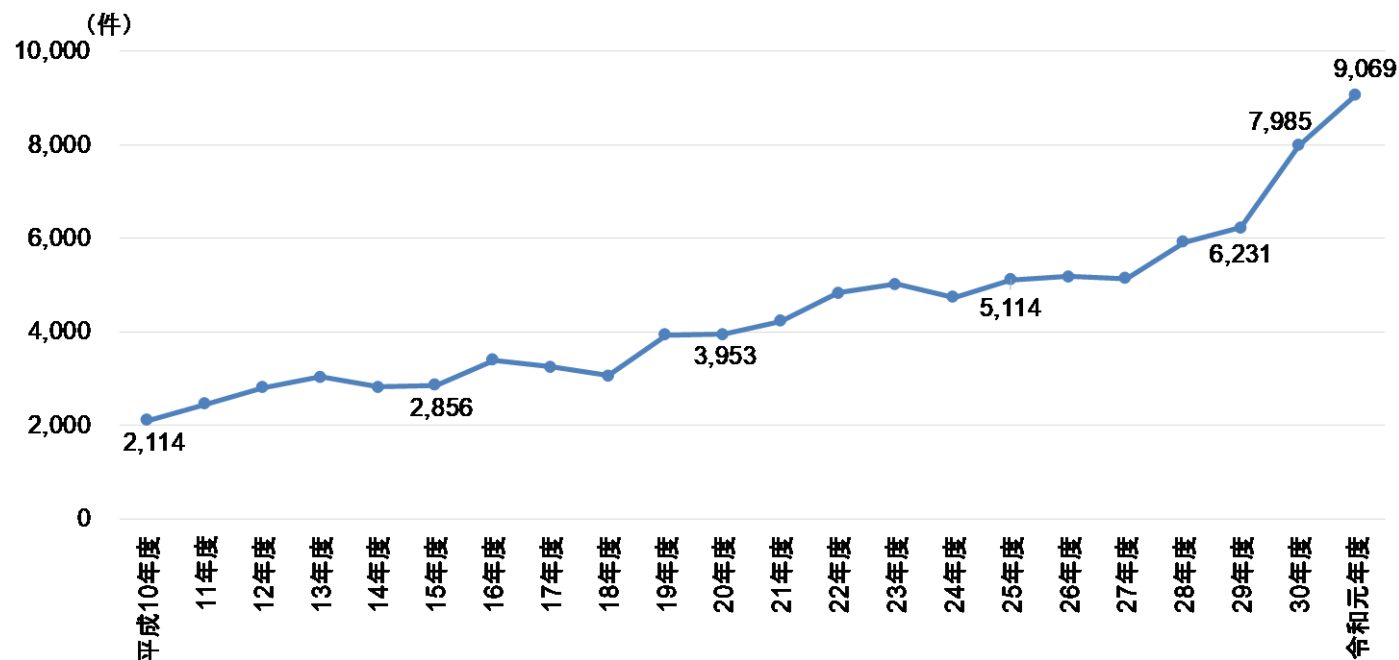
※横浜市は平成29年度ひとり親世帯アンケート調査、全国は平成28年度全国ひとり親世帯等調査



### 3 社会的養護等の子どもの状況

---

## 3-1 養護相談新規受付件数の推移

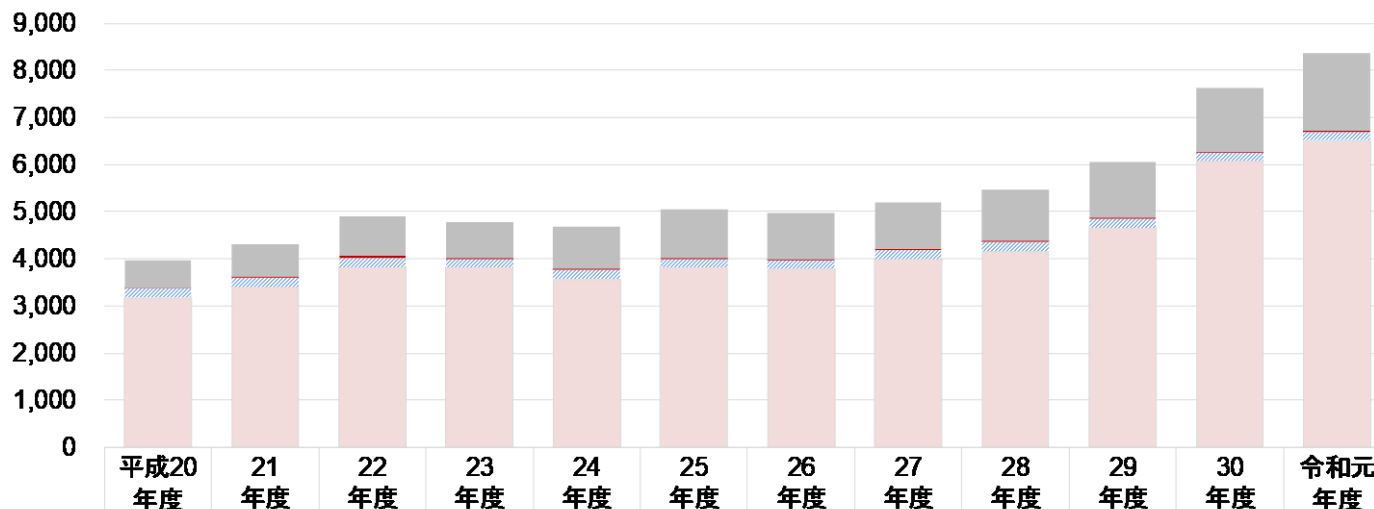


(資料：横浜市「横浜市統計書」)

- 児童相談所における養護相談は、保護者の不在、児童虐待、家族間の不調、不適切な家庭環境、保護者の養育力不足など、家庭養育が困難な児童についての相談を指す。
- 養護相談新規受付件数は、過去21年間で2,114件から9,069件と、約4.3倍に増加した。

## 3-2 養護相談の処理状況

(世帯)



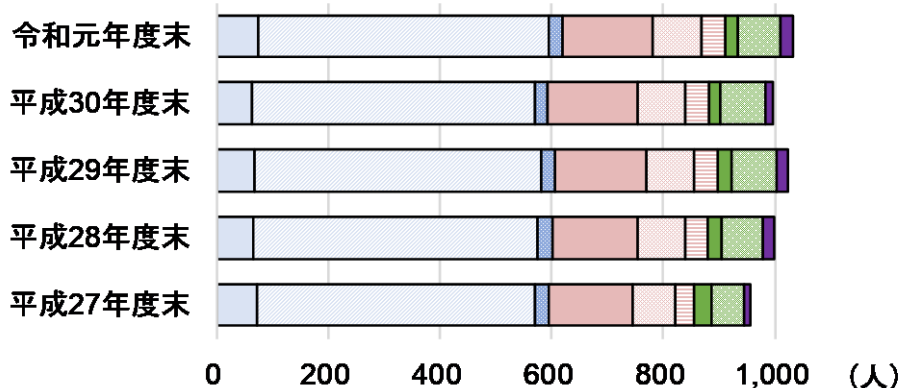
	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
合計	3,959	4,303	4,907	4,778	4,682	5,061	4,970	5,205	5,475	6,052	7,626	8,375
■ その他	570	688	843	761	886	1,032	980	985	1,088	1,181	1,341	1,645
■ 里親・保護受託者委託	21	11	54	22	21	28	24	25	33	27	32	35
■ 児童福祉施設に入所	198	195	187	171	207	170	171	194	199	176	184	180
■ 面接指導	3,170	3,409	3,823	3,824	3,568	3,831	3,795	4,001	4,155	4,668	6,069	6,515

(資料：横浜市「横浜市統計書」)

- 養護相談の処理状況の内訳をみると、令和元年度では、養護相談件数8,375件のうち、児童福祉施設への入所は180件で全体の2.1%となっており、平成20年度の5.0%と比べて低くなっている。
- 面接指導は平成20年度の3,170件から令和元年度には6,515件に増加した。また、令和元年度において、その他の処理が1,645件あり、全体の19.6%を占めている。

### 3-3 児童福祉施設・里親等への措置状況

児童福祉施設等の在籍状況



	平成27年 度末	平成28年 度末	平成29年 度末	平成30年 度末	令和元年 度末
□乳児院	70	65	66	63	73
□児童養護施設	499	509	514	507	522
■児童自立支援施設	26	27	25	22	24
□障害児入所施設	150	154	164	163	163
□医療型児童入所施設	76	85	87	84	87
□児童心理治療施設	35	40	42	42	42
■ファミリーホーム	31	25	24	22	23
□里親	58	74	81	79	77
■自立援助ホーム	11	20	21	14	22
合計	956	999	1,024	996	1,033

※児童心理治療施設は入所と通所の合計  
 ※各年度末時点（自立援助ホームのみ各年度3月1日時点）

- 児童福祉施設等の在籍者の合計は、1,000人ほどで横ばいとなっている。
- 児童福祉施設への在籍状況は、令和元年度末時点で、児童養護施設が最も多く522人となっている。
- 家庭養護である里親とファミリーホームの令和元年度末の在籍数は合わせて100人となっている。

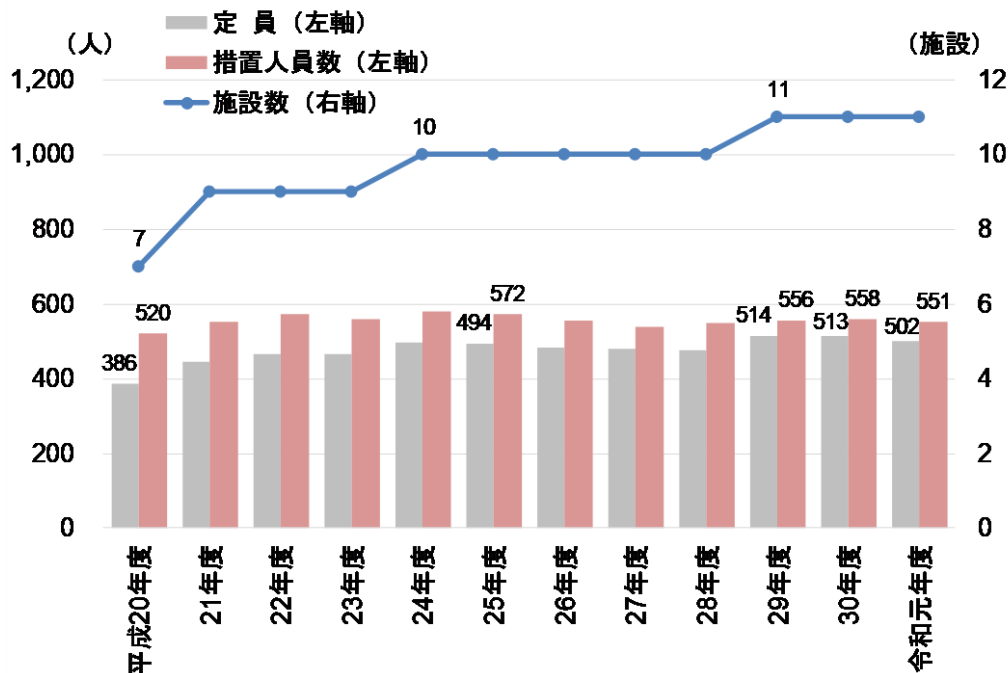
### 3-3 児童福祉施設への措置状況

#### 児童福祉施設の概況

	市内 施設数	市内 施設定員	措置 人員数
乳児院	3	94	83
母子生活 支援施設	8	158	121
児童養護 施設	11	502	551
児童自立 支援施設	2	29	24

※令和元年度(3月1日)現在  
 ※母子生活支援施設について、  
 市内施設定員には市内施設における定員世帯数を、  
 措置人員数には措置世帯数を記載している。

#### 児童養護施設の市内施設数・定員数、措置人員数の推移

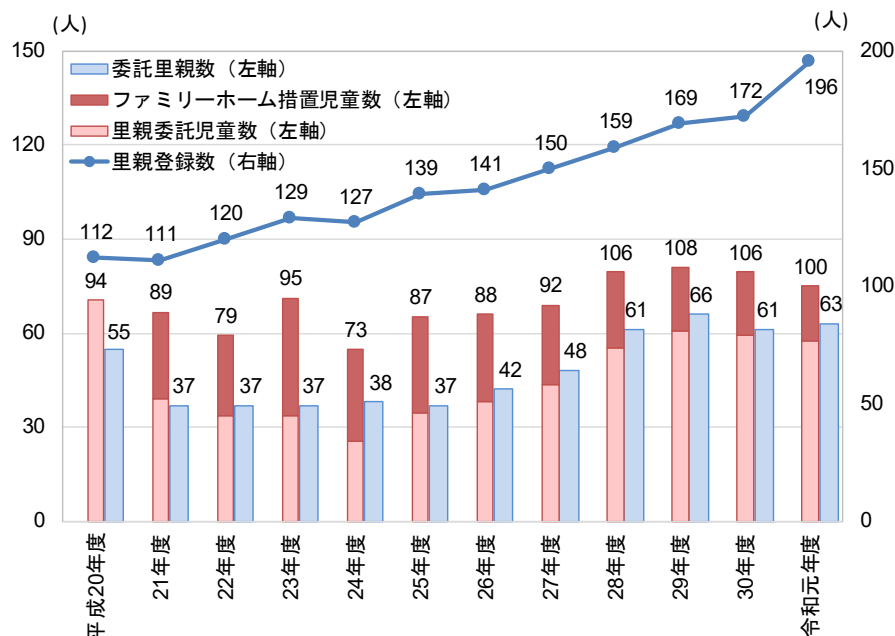


※令和元年度(3月1日)現在

- 令和元年度(3月1日時点)における、乳児院の措置人員数は83人、児童養護施設の措置人員数は551人となっている。
- 児童養護施設では、恒常的に措置人員数が市内施設定員を上回っているが、措置人員数には市外の児童養護施設に措置している児童も含まれている。
- 母子生活支援施設は、市内施設定員158世帯に対して措置世帯数が121世帯となっている。

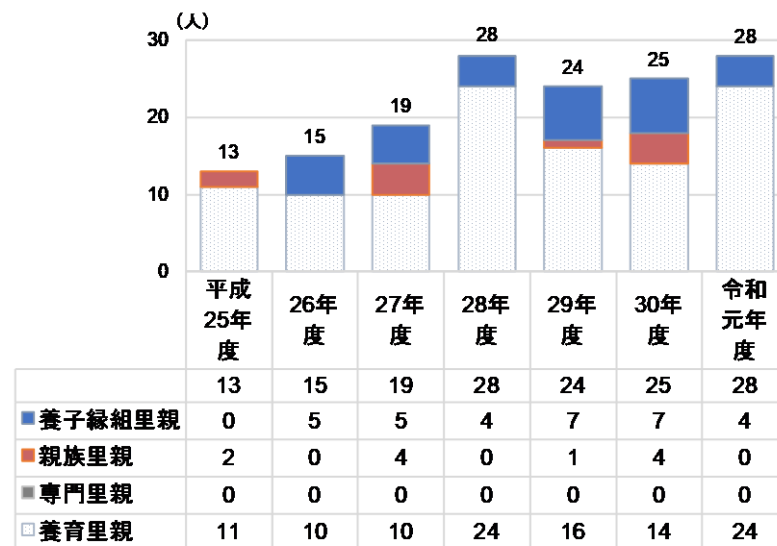
## 3-4 里親等委託の状況

里親等の登録・委託状況



※各年3月1日現在

新規の里親委託の状況



※各年3月1日現在

- 里親登録数は増加傾向にあり、令和元年度の里親登録数は196人となっている。委託里親数は63人で、里親登録数の32%にとどまっている。令和元年度の里親等委託児童数は100人となっている。
- 令和元年度における新規の里親委託状況は、養育里親が最も多く24人、親族里親と専門里親は0人となっている。

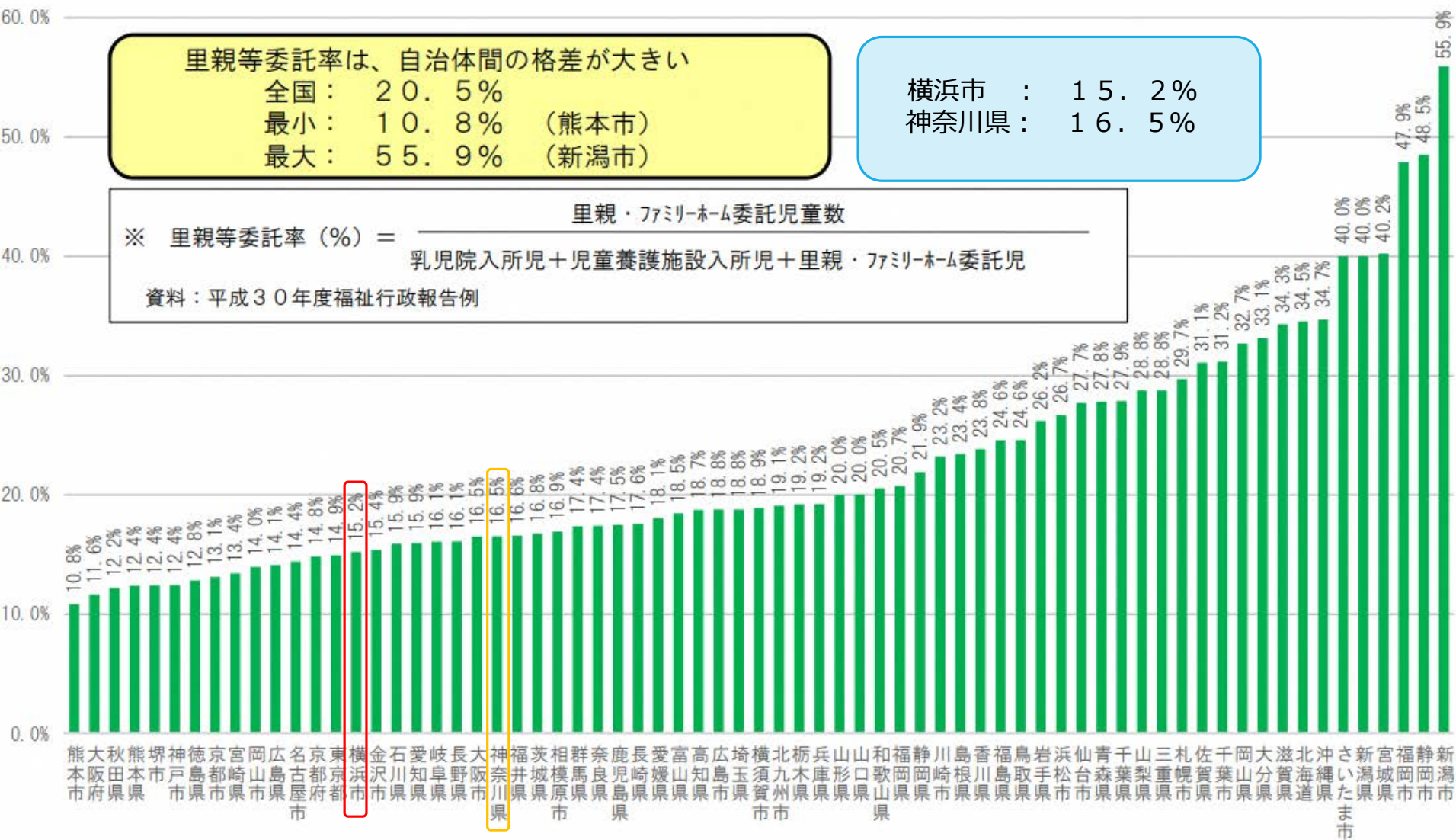
(参考)

## 6 9 都道府県市別里親等委託率（平成30年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい  
 全国： 20.5%  
 最小： 10.8%（熊本市）  
 最大： 55.9%（新潟市）

横浜市： 15.2%  
 神奈川県： 16.5%

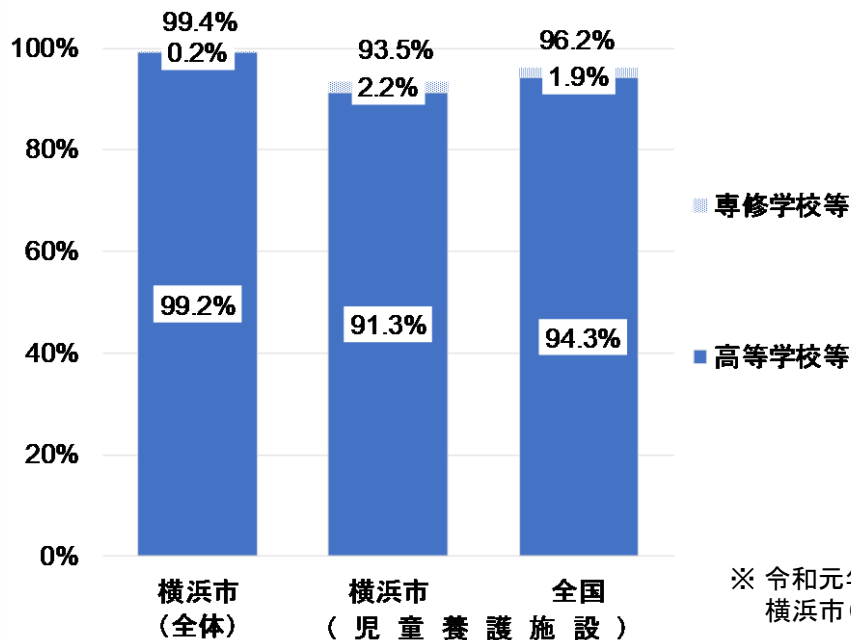
※ 里親等委託率（%） =  $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$   
 資料：平成30年度福祉行政報告例



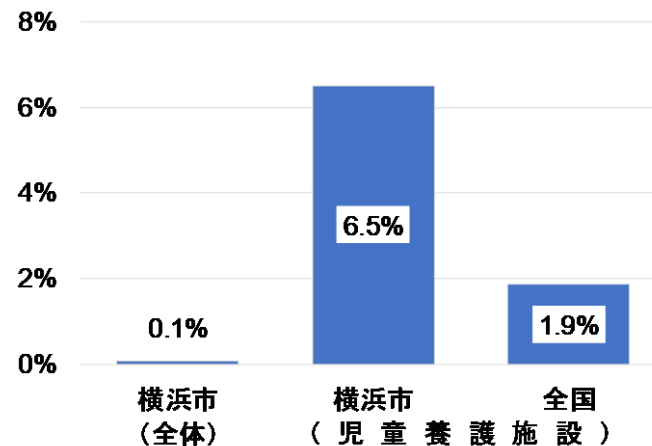
※厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」（令和2年10月）より抜粋

### 3-5 児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進路 (全国、横浜)

高等学校等進学率



中学校卒業後就職率



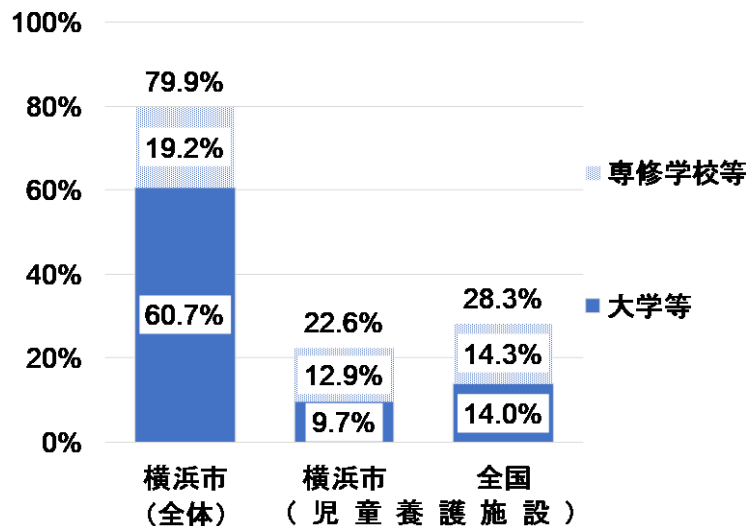
※ 令和元年5月1日現在  
横浜市(全体)の出典は、学校基本調査

- 令和元年5月1日現在、中学校卒業後の進学率は、本市全体では99.4%、児童養護施設の子どもは93.5%となっている。また、全国の児童養護施設の子どもの進学率は96.2%となっており、本市は全国の水準をやや下回っている。
- 本市の児童養護施設の子どもの中学校卒業後の就職率は6.5%となっており、全国の1.9%と比べて高くなっている。

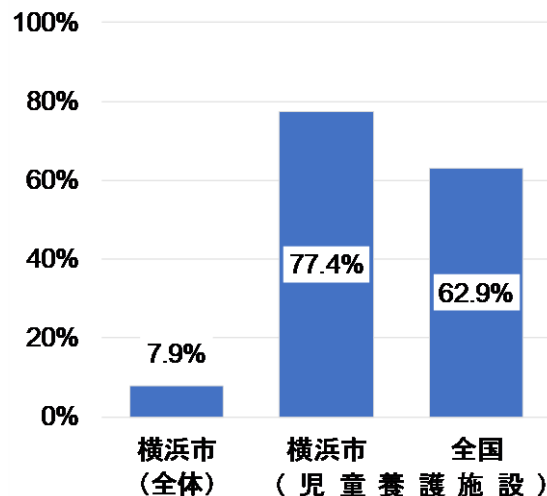


### 3-6 児童養護施設の子どもの高等学校等卒業後の進路 (全国、横浜)

高等学校等卒業後の進学率



高等学校等卒業後の就職率



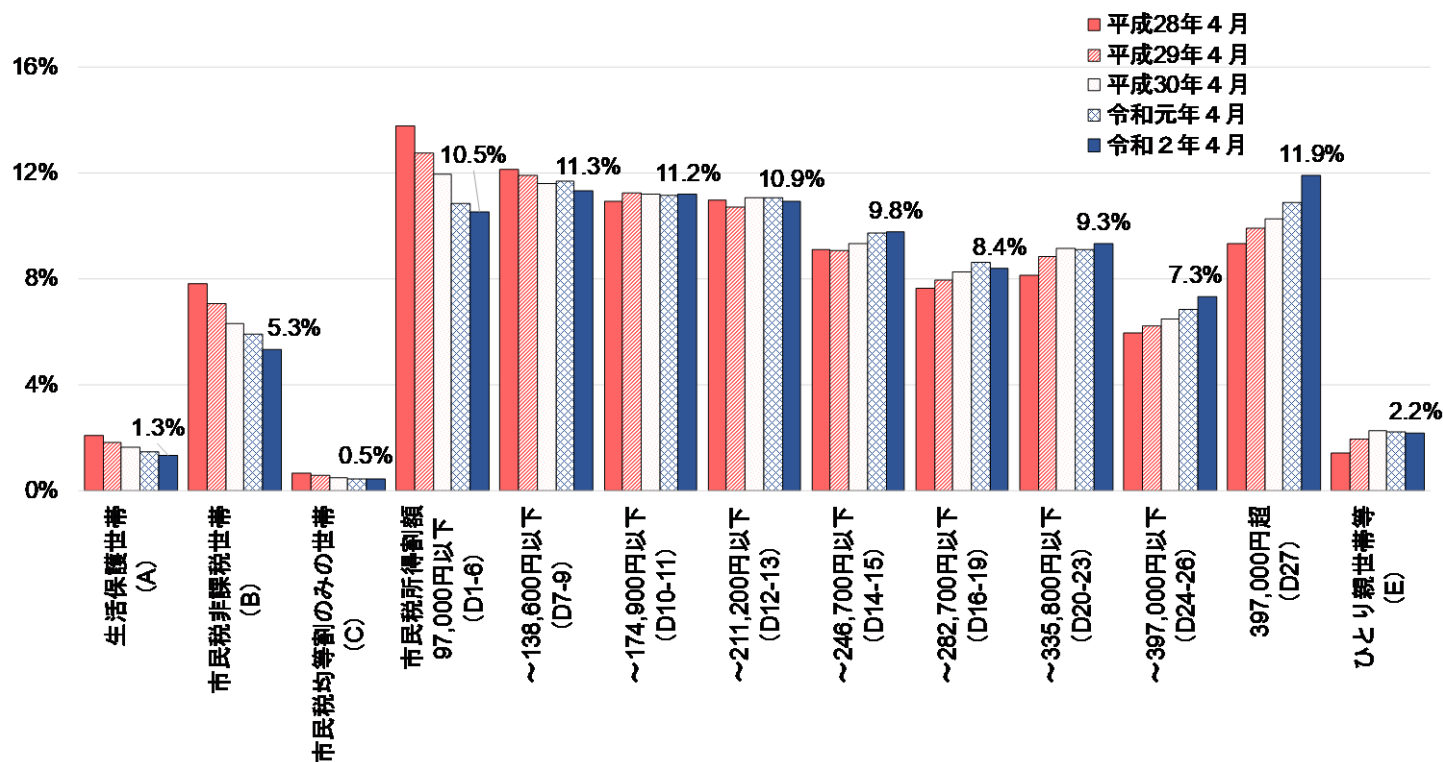
※ 令和元年5月1日現在  
横浜市(全体)の出典は、学校基本調査

- 高等学校等卒業後の進学率は、本市全体では79.9%であるのに対し、児童養護施設の子どもの進学率は22.6%で、約60ポイントの格差が生じている。全国の児童養護施設の子どもの進学率は28.3%となっており、本市は全国の水準をやや下回っている。
- 本市の児童養護施設の子どもの高等学校等卒業後の就職率は77.4%であり、全国の62.9%と比べて、就職する割合が高い。

## 4 子育て世帯の所得に関する状況

---

# 4-1 保育料階層区分別利用者の分布状況



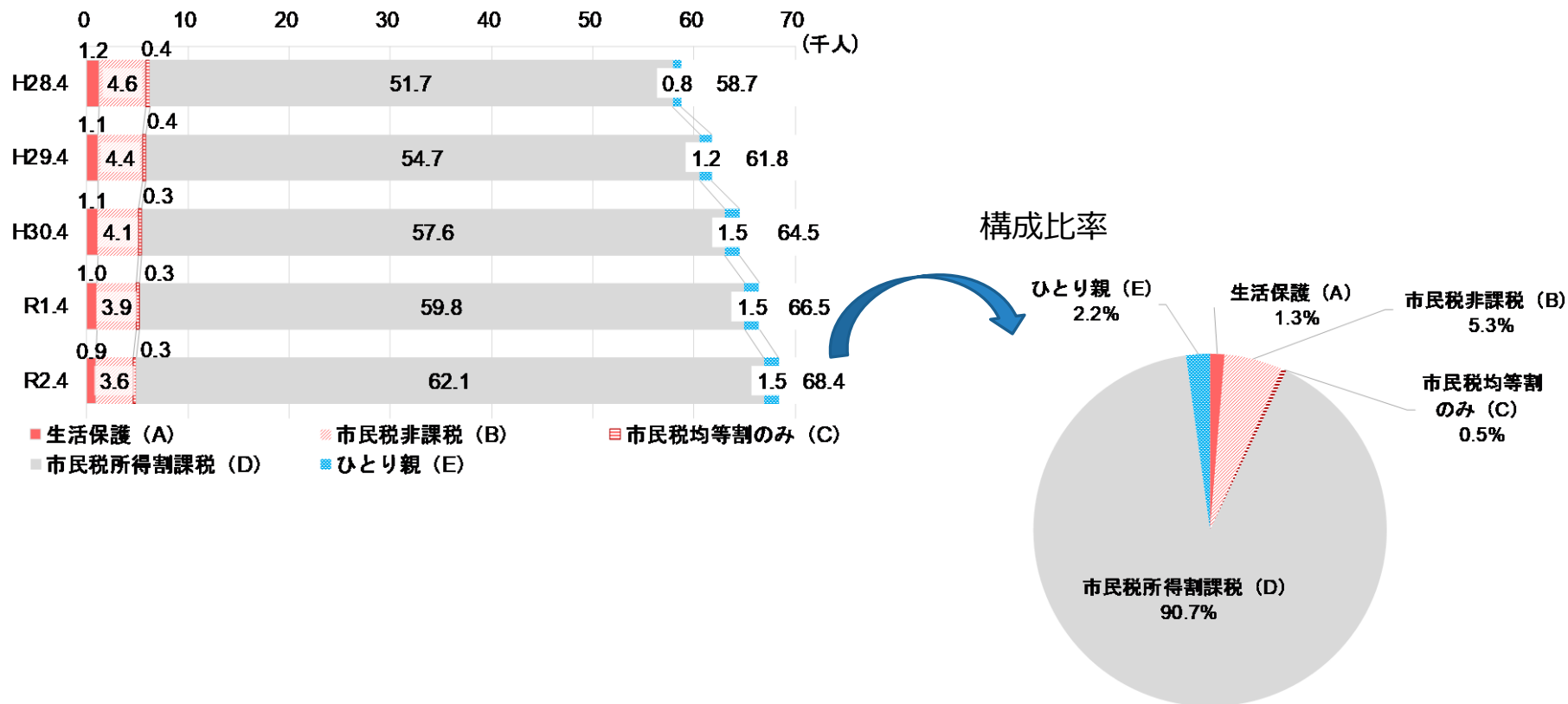
※「市民税均等割のみの世帯(C)」は、ひとり親世帯を除いた世帯

※「ひとり親等世帯(E)」の、「ひとり親世帯等」は、ひとり親世帯(同居親族がいる場合、対象外となることがある)、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯(いずれも在宅の場合に限る)、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯(いずれも在宅の場合に限る)を指す。

※「ひとり親世帯等」に該当すると認められた、市民税の課税が均等割のみの世帯、市民税所得割の課税額が77,100円以下の世帯は、「ひとり親世帯等(E)」となる。

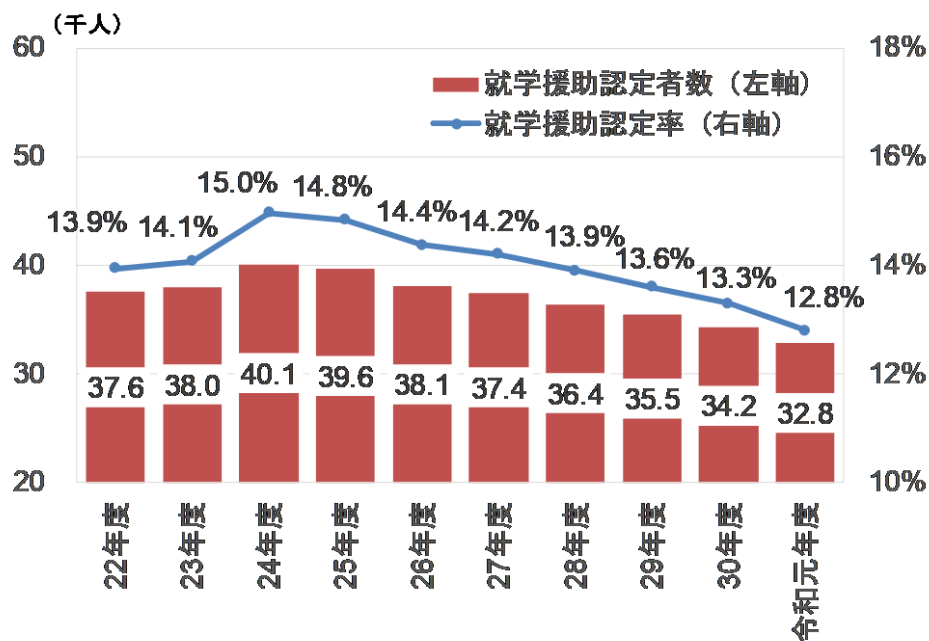
■ 平成28年から令和2年にかけて、保育施設利用者(第2号・第3号認定)全体に占める、生活保護世帯(A階層)、市民税非課税世帯(B階層)の割合は一貫して低下している一方で、D24階層より上の世帯層(市民税所得割課税額が335,800円より多い世帯)の割合は上昇している。

## 4-2 保育料階層区分別利用者数



- 平成28年から令和2年にかけて、保育施設利用者（第2号・第3号認定）は約5万9千人から約6万8千人に増加した。
- 令和2年4月時点の保育施設利用者に占める生活保護世帯の比率は1.3%、市民税非課税世帯は5.3%となっている。

## 4-3 就学援助認定者数、認定率（在籍者に対する比率）の推移



本市における就学援助所得基準額  
(4人世帯の場合)

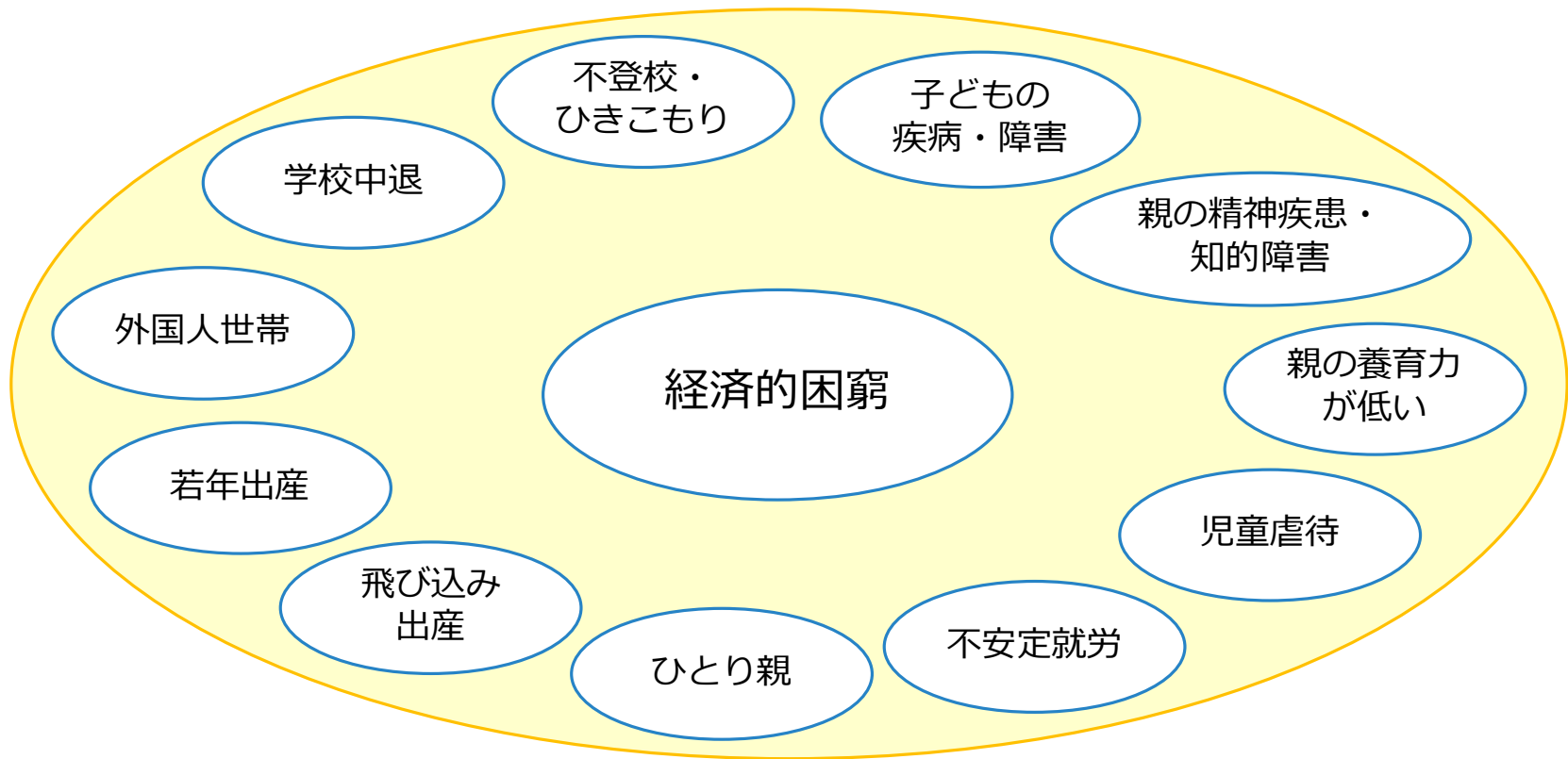
年度	所得基準額 (4人世帯)
平成22年度～ 平成25年度	3,583,370円
平成26年度～ 令和元年度	3,442,942円

- 就学援助認定者数は平成22年度の約3万8千人（就学援助率13.9%）から、平成24年度には約4万人（同15.0%）に増加した。令和元年度の就学援助認定者数は約3万3千人となり、就学援助率は12.8%となっている。
- なお、平成26年度に就学援助の所得基準額が変更されている（右図参照）。

## 5 子どもの貧困との関連が示唆される 各種情報の整理

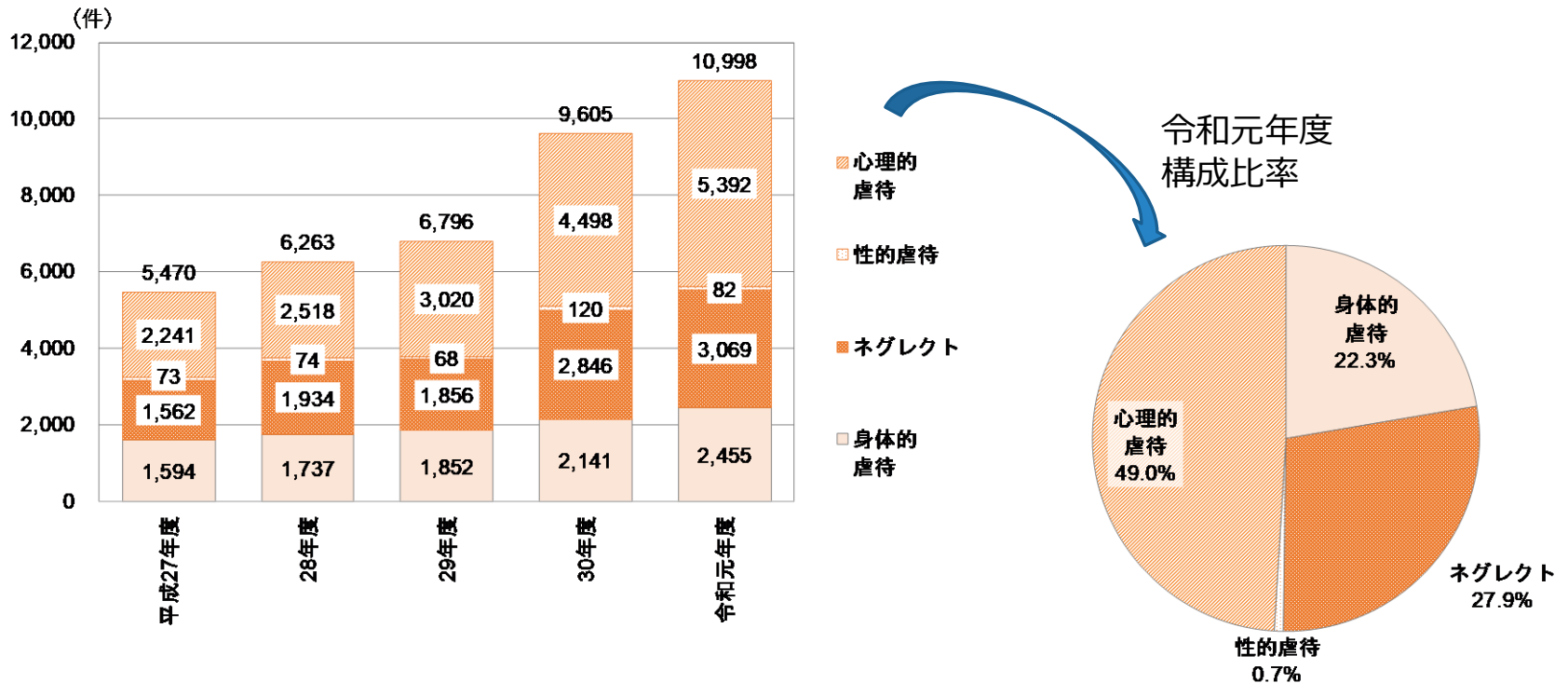
---

## 5 子どもの貧困との関連が示唆される複合的困難



- 経済的困窮世帯が複合的に抱える困難として、統計データでの状況把握が可能であった「児童虐待」、「若年出産」、「母子保健へのアクセス状況」、「障害（身体、知的、精神）」、「児童生徒の不登校」、「外国につながる児童生徒」等について整理した。

## 5-1 新規児童虐待対応件数の推移



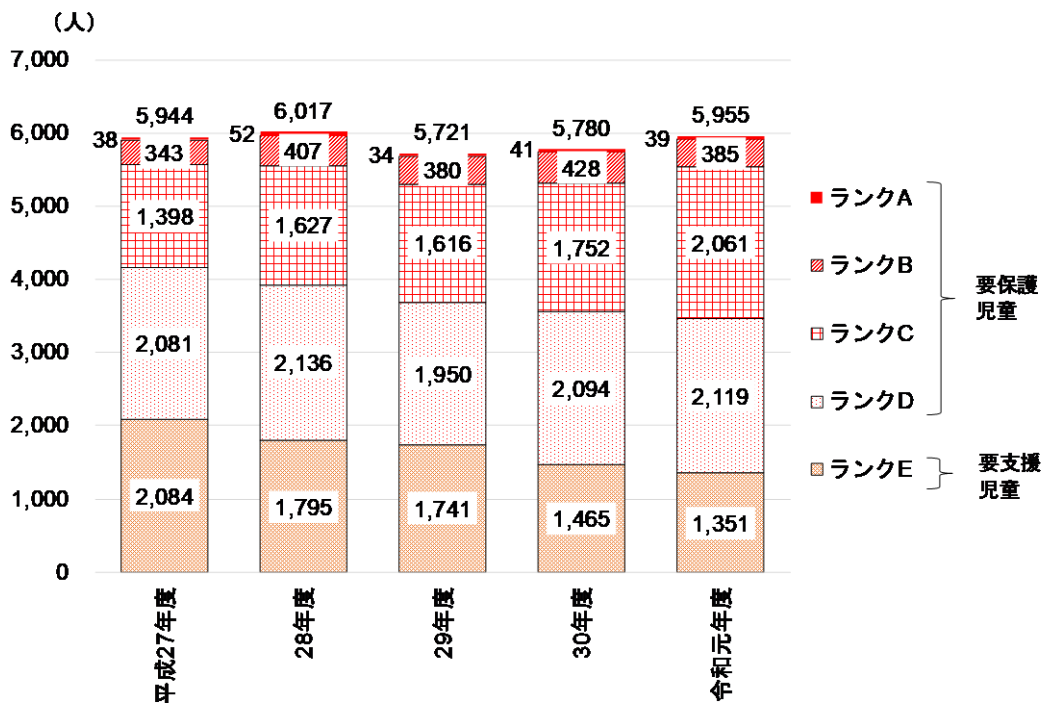
- 児童虐待（疑いを含む）に対して対応した件数<sup>※</sup>は、平成27年度の5,470件から令和元年度に10,998件となり、4年間で約2倍に増加している。
- 心理的虐待の対応件数は、平成27年度の2,241件から令和元年度には5,392件に増加し、令和元年度においては全体の49.0%を占めている。

※児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数



## 5-2 要保護・要支援児童数、特定妊婦数の推移

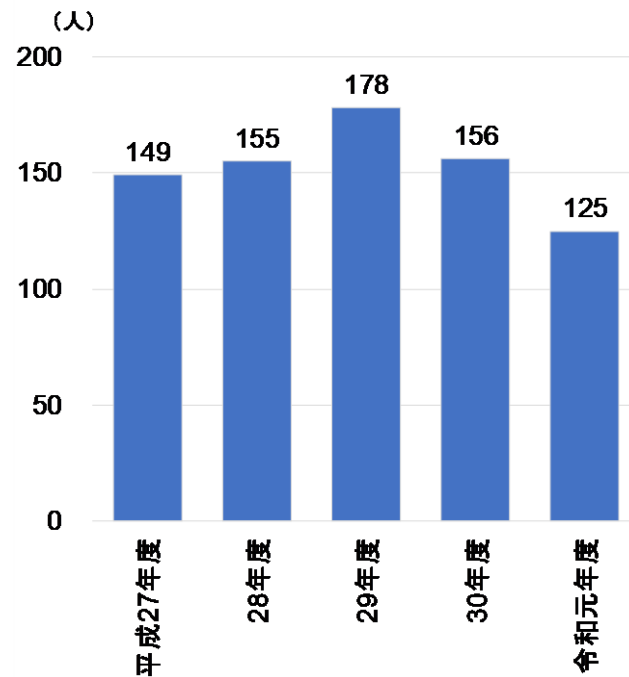
要保護・要支援児童数、特定妊婦数の推移



各年度3月時点

- 本市における要保護・要支援児童数は、5,955人となっており、直近4年間は横ばい傾向となっている。内訳をみると、ランクA～Dの要保護児童数が、平成27年度3,860人から、令和元年度には4,604人に増加している（約1.2倍）。
- 特定妊婦の数は、平成27年度の149人から平成29年度の178人に増加したものの、直近2年間は減少し、令和元年度では125人となっている。

特定妊婦数の推移



## 5-2 要保護・要支援児童、特定妊婦の定義

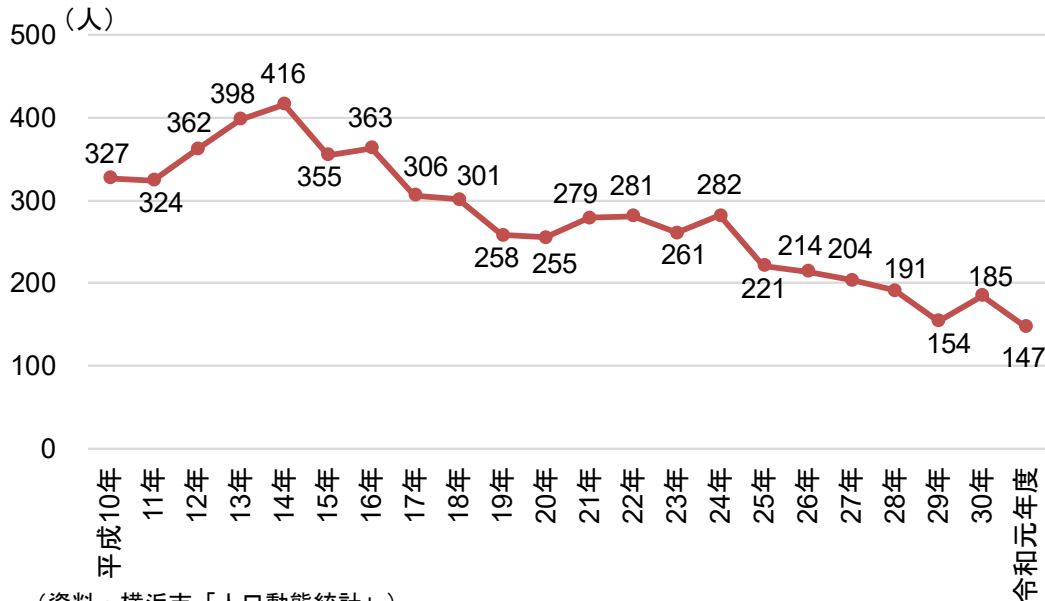
### 要保護・要支援児童、特定妊婦の定義

区分	ランク	説明
要保護児童	A（生命の危機あり）	「身体的虐待」等による、生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために病死・衰弱死の危険性があるもの
	A（重度）	今すぐには生命への影響はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長・発達に重大な影響が生じているか、生じる「可能性」があるもの
	B（中度）	継続的な治療を要する外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの心身の成長に影響を及ぼすことが危惧されるもの
	C（軽度）	保護者に一定の行動抑制はあるが、実際に子どもへの暴力がみられたり、養育に対する拒否感があるもの又は保護者の家事・養育力が不足しているもの
	D（危惧あり）	現在、明らかな虐待は認められないが、保護者や家族状況の変化により、虐待に発展する可能性が高い等
要支援児童	E（養育支援）	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
特定妊婦		出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

横浜市「横浜市における児童虐待対策について」より作成

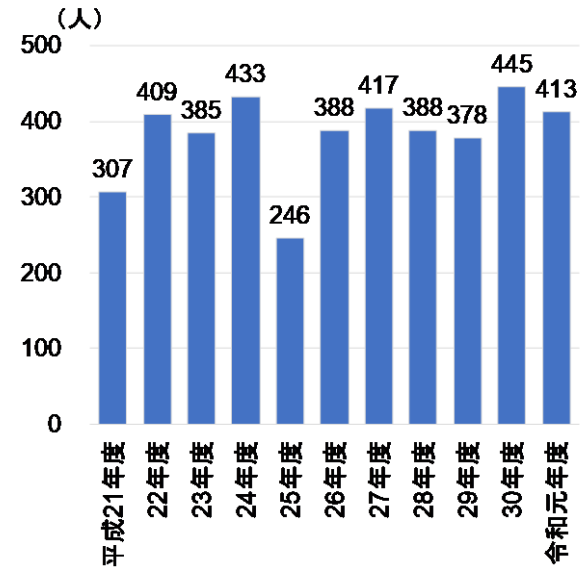
## 5-3 10代の母親の出生数・出生後母子手帳交付数の推移

母親の年齢が19歳以下の出生数



(資料：横浜市「人口動態統計」)

出産後の母子手帳交付数

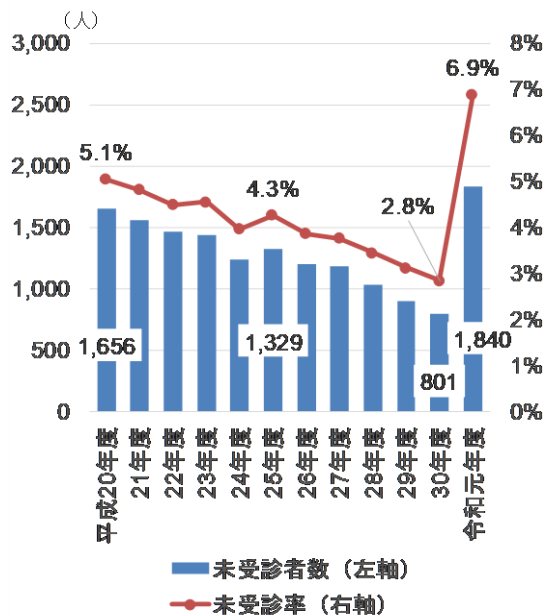


(資料：横浜市「横浜市保健統計年報」)

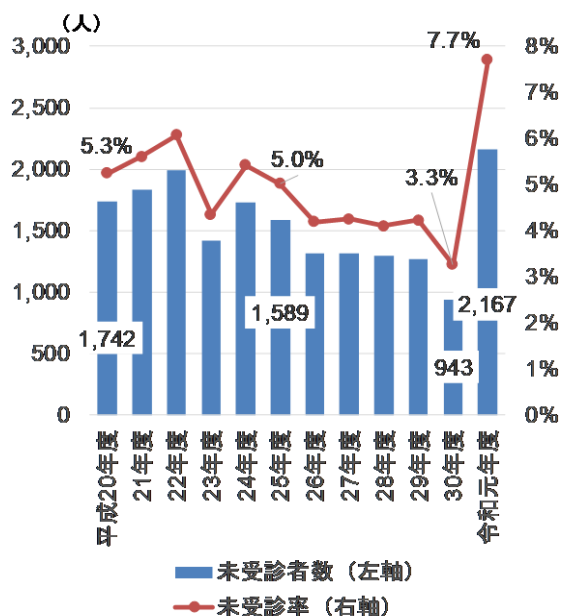
- 国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」「妊婦健診未受診」「母子健康手帳の未交付」「若年（10代）妊娠」について、虐待による死亡事例の発生が高い水準で見られるとされている。
- 本市の母親の年齢が19歳以下の出生数は、過去21年間でみると、平成14年度の416人が最も多く、その後は減少傾向にあり、令和元年度は147人となっている。
- 本市で出産後に母子手帳が交付された数は、令和元年度は413件となっている。

## 5-4 乳幼児健診未受診者数の推移

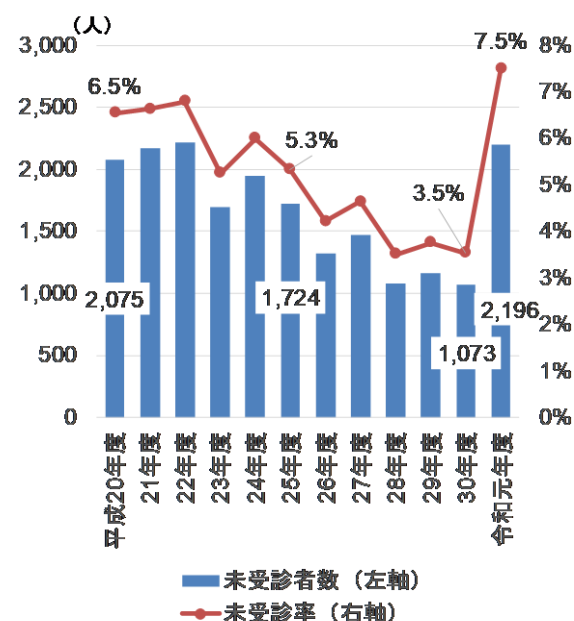
### 4か月児健診



### 1歳6か月児健診

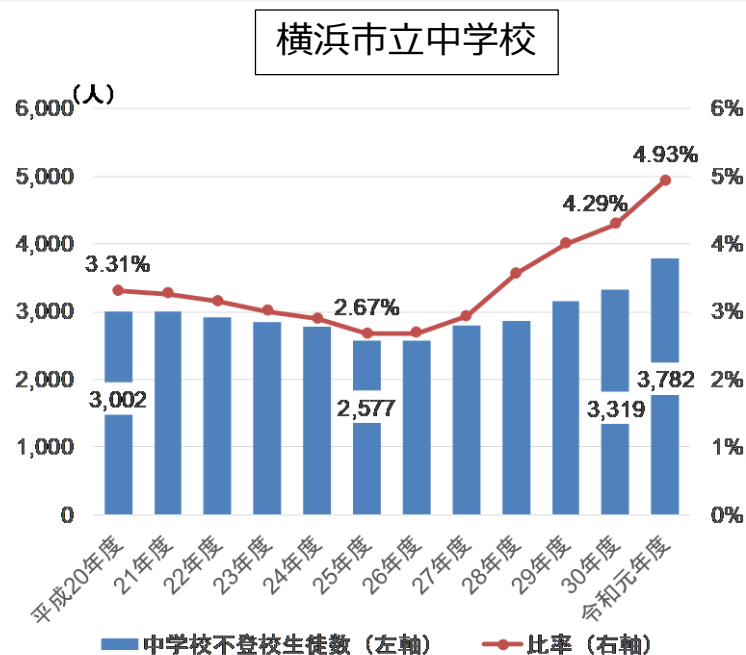
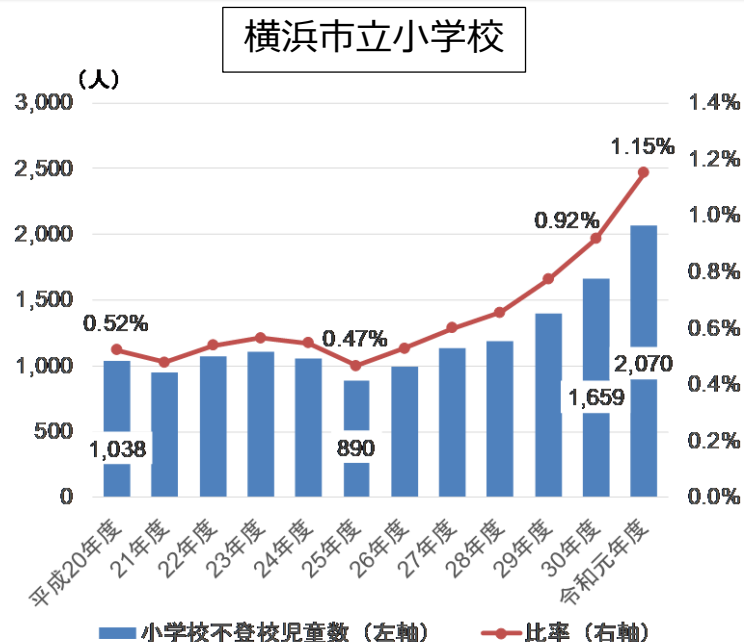


### 3歳児健診



- 平成30年度における本市の乳幼児健診未受診者の割合は、4か月健診で2.8%、1歳6か月健診で3.3%、3歳児健診で3.5%と、それ以前の過去10年間で最も低い水準となっていた。
- 令和元年度においては、新型コロナウイルスの感染症対策として3月に乳幼児健診を2週間休止していたため、本市の乳幼児健診未受診者数の割合は、4か月健診で6.9%、1歳6か月健診で7.7%、3歳児健診で7.5%に急増した。

## 5-5 不登校の状況（横浜市立小中学校）



※「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く)」を指す(神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査)

- 平成28年度に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、国及び地方公共団体が、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒及び保護者に対する支援を行うために必要な措置を講ずることが定められた。
- 市立小学校の不登校児童数は、平成20年度の1,038人から令和元年度には2,070人と約2倍に増加し、市立小学校の児童全体に占める割合は1.15%となっている。また、市立中学校の不登校生徒数は、平成20年度の3,002人から令和元年度には3,782人と約1.3倍に増加し、市立中学校の生徒全体に占める割合は、4.93%となっている。

## 5-6 子ども・若者におけるひきこもり群の推計結果

### 横浜市子ども・若者実態調査 調査概要

調査対象	市内に居住する満15歳以上39歳以下の男女個人
標本数	3,000人
標本抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・訪問及び郵送回収 (希望者等は郵送回答)
調査時期	平成29年7月28日～11月30日
有効回答数	1,004人 (33.5%)

内閣府「若者の生活に関する調査」による定義に基づき、「横浜市子ども・若者実態調査」(平成29年度)を実施し、本市におけるひきこもり群を推計

### ひきこもり群の定義

ふだんは家にいるが、自分の趣味の用事のときだけ外出する

ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける

自室からは出るが、家からは出ない

自室からほとんど出ない

※上記の状態となって6か月以上と回答したもの

※上記の状態となったきっかけが自宅での仕事、妊娠、出産・育児、統合失調症、身体的な病気と回答した者、又は就業状況を尋ねる設問で専業主婦・主夫・家事手伝いをしていると回答した者、自宅にいるときによくしていることを尋ねる設問で家事・育児と回答した者を除く

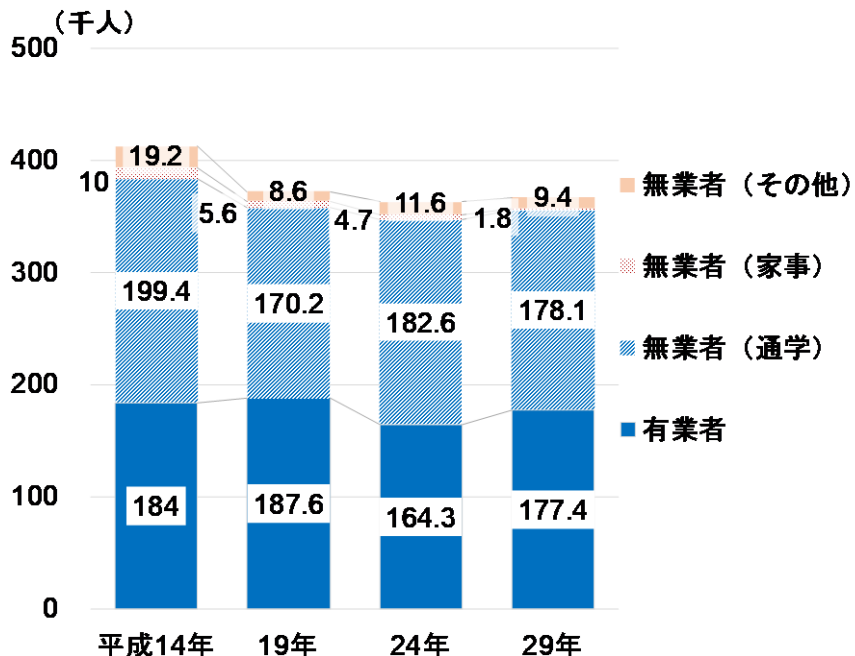
- 本市における15～39歳の子ども・若者のうち、ひきこもり群の推計数※1(平成29年現在)は、1.39%、約1.5万人となっている。
- 内閣府による、全国の推計値※2(平成27年現在)は1.57%、約54.1万人となっている。

※1 横浜市「横浜市子ども・若者実態調査」報告書(平成30年3月)

※2 内閣府「若者の生活に関する調査」報告書(平成28年9月) (標本数5,000人、有効回収率62.3%)

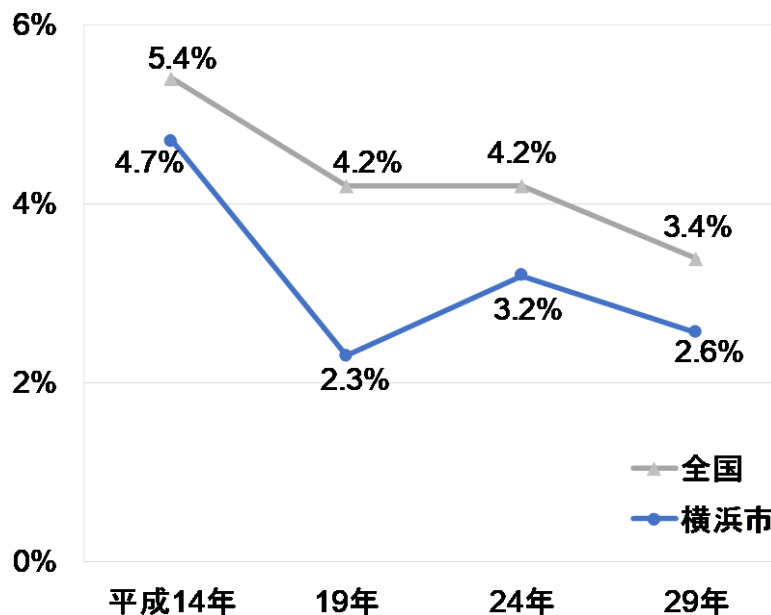
## 5-7 若年無業者（15～24歳）の状況

本市の有業者・無業者  
（15～24歳）の推移



（資料：総務省「就業構造基本調査」）

家事や通学をしていない無業者の比率  
（15～24歳、全国・横浜）

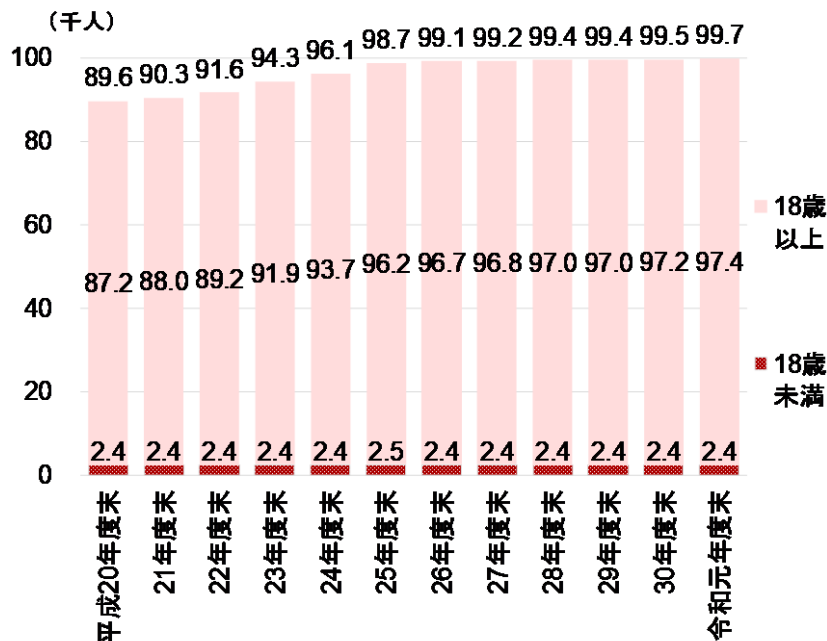


（資料：総務省「就業構造基本調査」）

- 平成29年就業構造基本調査によれば、本市の15～24歳の子ども・若者のうち、家事や通学をしていない無業者は2.6%、9,400人となっている。
- 本市の15～24歳の家事や通学をしていない無業者の割合は、全国と比べてやや低い傾向にある。

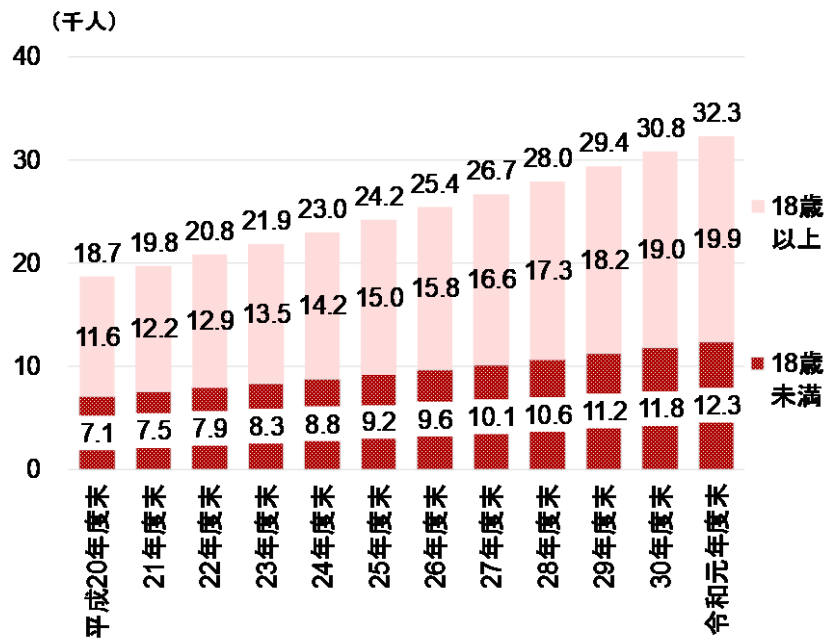
## 5-8 障害者手帳所持者数の推移（身体障害者・知的障害者）

身体障害者手帳所持者数



(資料：横浜市「横浜市統計書」)

知的障害者「愛の手帳」（療育手帳）所持者数

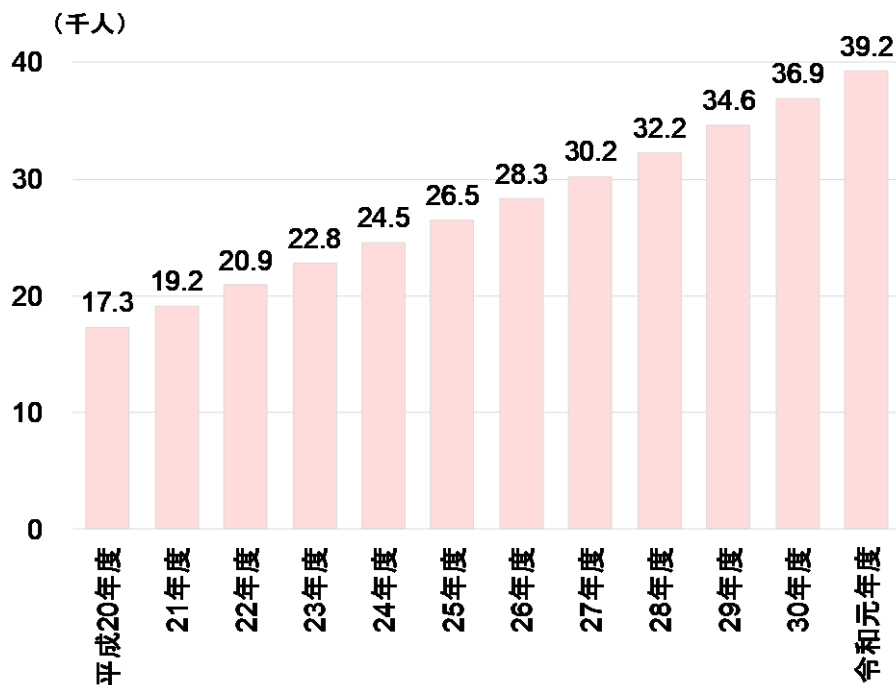


(資料：横浜市「横浜市統計書」)

- 18歳未満の身体障害者手帳の所持者数は、過去11年間で横ばいの傾向にあり、令和元年度は2,353人となっている。
- 18歳未満の愛の手帳（療育手帳）の所持者数は令和元年度は12,348人で、過去11年間で約1.7倍に増加した。



## 5-8 障害者手帳所持者数の推移（精神障害者保健福祉手帳）

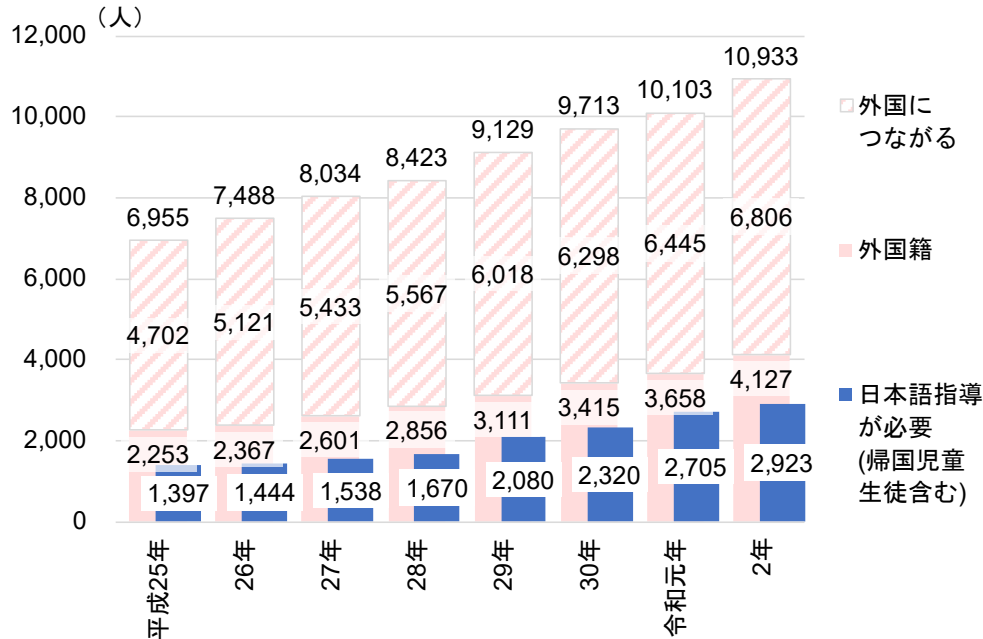


(資料：横浜市「横浜市統計書」)

- 本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は平成20年度に約1万7千人であったが、令和元年度は約3万9千人となり、過去11年間で約2.3倍に増加した。

# 5-9 外国籍・外国につながる児童生徒・日本語指導が必要な児童生徒数

横浜市における外国籍等の児童生徒及び日本語指導が必要な児童生徒数（小中学校）



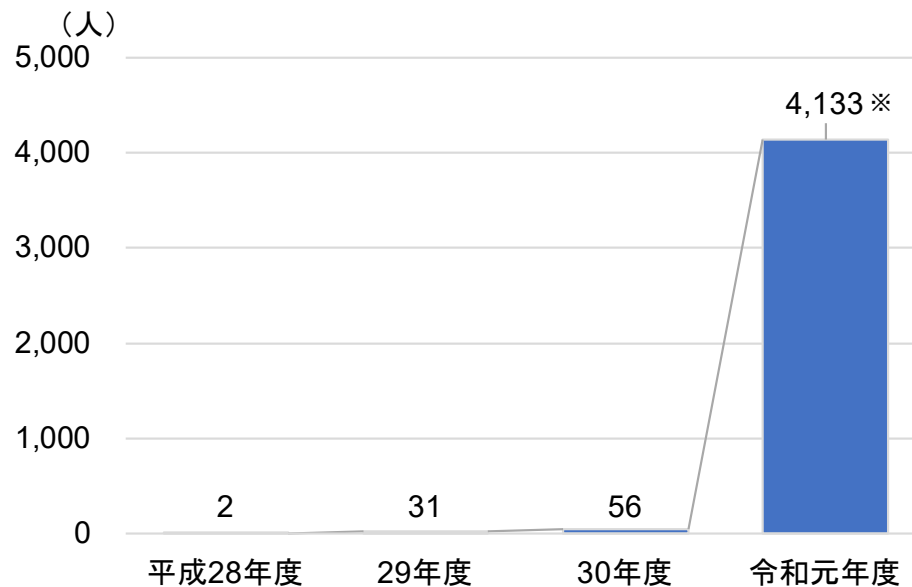
国籍別 外国籍の児童生徒数（令和2年7月1日現在）

国籍	児童生徒数	比率
中国（台湾を含む）	2,376	57.6%
フィリピン	400	9.7%
韓国・朝鮮	266	6.4%
ベトナム	252	6.1%
ブラジル	162	3.9%
ペルー	84	2.0%
ネパール	56	1.4%
アメリカ合衆国	53	1.3%
その他	478	11.6%
外国籍 合計	4,127	100.0%

※各年5月1日現在、令和2年のみ7月1日現在  
 ※国籍及びつながる国の総数(令和2年度7月1日現在):108か国

- 令和2年7月1日現在、外国籍及び外国につながる児童生徒は、本市の小中学校に10,933人在籍しており、そのうち2,923人が日本語指導を必要としている。
- 日本語指導が必要な児童生徒数は平成25年度の1,397人から、令和2年度には2,923人となり、過去7年間で約2.1倍に増加した。
- 外国籍の児童生徒では中国籍が最も多く57.6%を占める。国籍及びつながる国の総数は108か国にのぼる。

## 5-10 ハマ弁（横浜型配達弁当）無償提供者数



※うち就学援助等対象者4,074人

- ハマ弁無償提供の対象者数について、平成28年度の制度開始当初は2人であったが、令和元年度には4,133人に増加した。
- 令和元年度より、ハマ弁の無償提供制度は就学援助受給者に対象を拡大した。令和元年度のハマ弁無償提供者数4,133人のうち、就学援助等対象者は4,074人となっている。